

八王子市業務継続計画 (自然災害編)



令和4年(2022年)9月改定

[平成26年(2014年)5月策定]

八王子市

《目 次》

第1章 総論

1-1	業務継続計画（BCP）の目的	1
1-2	地域防災計画との関係	1
1-3	業務継続計画の対象範囲	3
1-4	業務継続計画の対象となる業務	3
1-5	指定管理者及び委託事業者等への要請	3
1-6	業務継続計画策定の効果	4

第2章 業務継続の基本方針及び適用

2-1	業務継続の基本方針	5
2-2	計画の発動、期間及び解除等	5
2-3	指揮の権限代行	5

第3章 前提とする災害と被害想定

3-1	前提とする災害	7
3-2	地震の被害想定	7
3-3	風水害の被害想定	15
3-4	本庁舎建物等の被害想定及び業務執行環境の検証	17
3-5	本庁舎使用不能時の代替施設の確保	21
3-6	災害時における通信手段の確保	21
3-7	重要な行政データのバックアップとシステムの復旧	22
3-8	食糧等の備蓄	23

第4章 非常時優先業務

4-1	非常時優先業務開始・再開局面の設定	25
4-2	職員配備態勢	25
4-3	職員参集想定	27
4-4	非常時優先業務の整理	31
	災対部別非常時優先業務一覧	32

第5章 業務継続マネジメント(BCM)体制

5-1	訓練・研修による実効性の確保	81
5-2	計画の継続的な見直し	82
5-3	災害対応マニュアルへの反映	82

第1章 総論

1-1 業務継続計画（BCP）の目的

首都直下地震等の大規模災害が発生した際、本市は災害対策基本法に基づき策定された八王子市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に規定された災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う。一方で、本市は、基礎自治体として市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、災害が発生したときでも行政機能の低下を最小限にして必要不可欠な通常業務を継続させなければならない。

しかしながら、全国各地で発生した大地震や風水害時の対応を見ると、ライフライン停止、庁舎の被災、職員の被災等により自治体としての災害対応や業務継続に多大な支障を来した事例が見られる。このように、災害により行政自身が被災し、業務の執行環境が制約される状況下においても、災害対応を行いつつ、市民生活や社会機能を守るために必要な通常業務も継続して行う必要がある。

八王子市業務継続計画（以下「業務継続計画」という。）は、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約があるなかで、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、必要な資源の確保等をあらかじめ定めることで、大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

1-2 地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき八王子市防災会議が作成する計画で、市や都、防災関係機関が連携して実施すべき予防・応急・復旧・復興の各期における災害対応業務を総合的に示す計画である。

業務継続計画は、地域防災計画に基づき策定される計画である。大規模災害発生時における災害応急対策業務及び市民生活に不可欠な優先的通常業務を明らかにして、市庁舎や職員自身が被災した状況下でも非常時優先業務を遂行する実効性のある体制を確保するための計画である。

言い換えれば、地域防災計画が予防段階から発災後の初動・応急期から復旧・復興期に至るまで市域全体を守る計画であることに対し、業務継続計画は、市自身が被災することを想定しながら、市が行う業務に優先順位を設定し、業務を迅速に元の状態に戻すための計画である。

地域防災計画と業務継続計画の主な違いは表-1、体系図は図-1のとおり。

【八王子市地域防災計画】

第2編 災害予防計画 第2章 災害に強い体制づくり 第24節 業務継続計画の策定

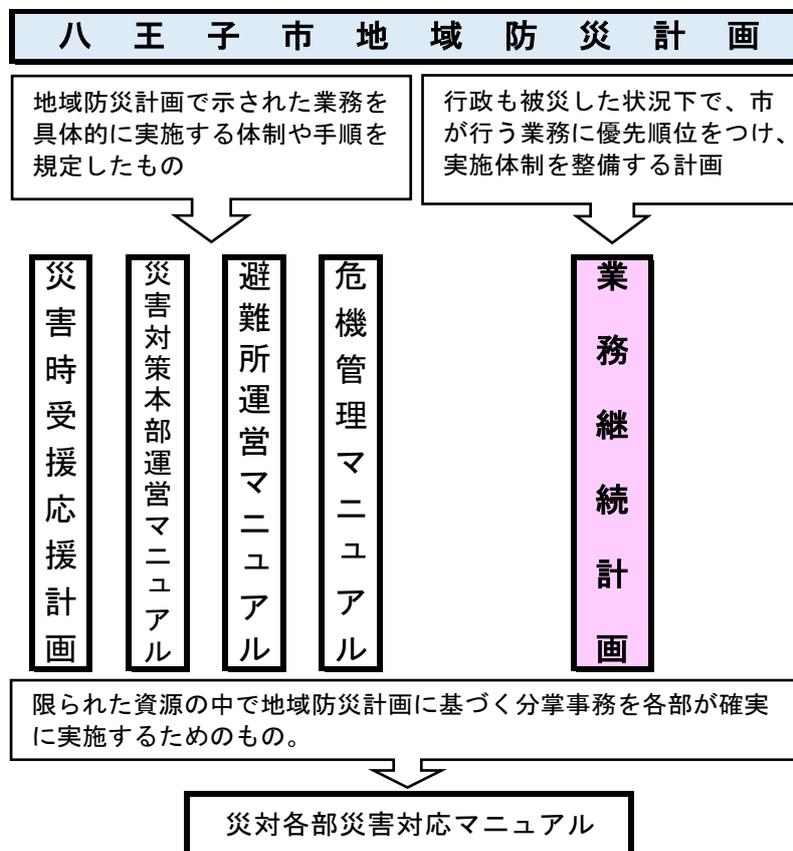
1 市の業務継続計画（BCP）の策定

市は、都政の事業継続計画（BCP）を踏まえ、市政に関する業務継続計画（BCP）を策定しており、今後必要に応じて改定を行う。また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。

表－1 【業務継続計画と地域防災計画の比較】

	業務継続計画	地域防災計画
根拠法令	なし(国の防災基本計画でBCPを位置付け。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画において、対象区域内全ての地方公共団体で策定率100%を目標)	災害対策基本法
策定主体	八王子市	八王子市防災会議
計画の趣旨	災害時に必要な資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための実効性を確保する計画	震災・風水害等の予防、応急、復旧・復興の各期に実施する災害対策に関する基本的な実施事項や役割分担を定めた計画
実施主体	八王子市	八王子市、東京都、防災関係機関等
行政の被災	施設、職員、情報システム、通信等に一定程度被害が及ぶことを想定	想定していない
対象業務	非常時優先業務（優先度の高い通常業務、地域防災計画に規定する災害応急対策業務等）	災害対策全般（予防、応急対策、復旧・復興）
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始・再開目標時期を設定。	特に定める必要はないが、本市地域防災計画では、事前予防に加え、発災後の活動時期を初動・応急・復旧・復興の各期に区分

図－1 【業務継続計画の位置付け】



1-3 業務継続計画の対象範囲

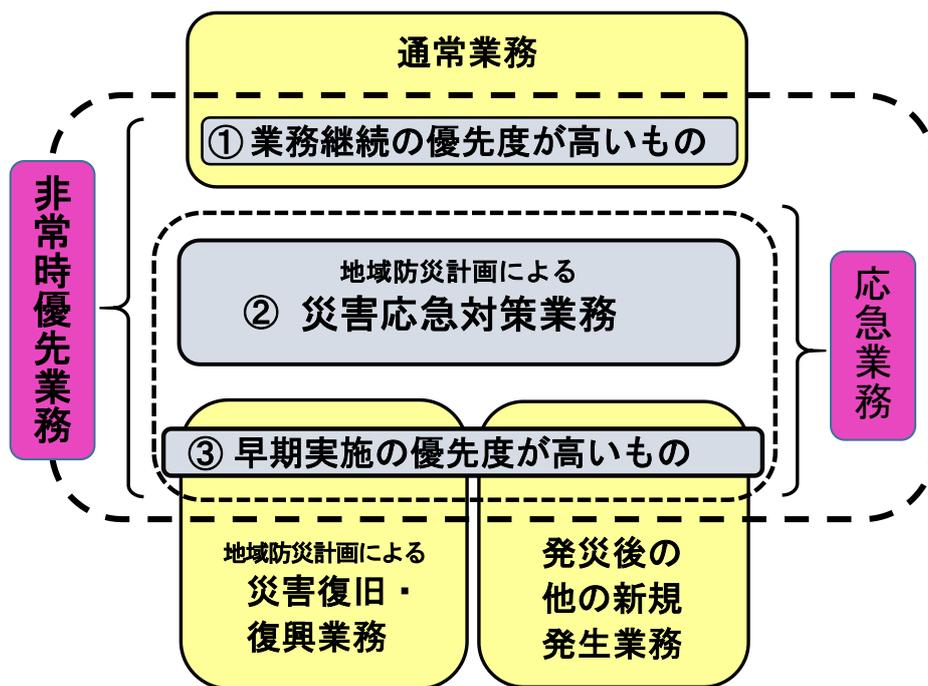
業務継続計画は、本市の全ての組織(市長部局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、議会事務局、教育委員会事務局)を対象とする。

1-4 業務継続計画の対象となる業務

本市は、大規模災害発生直後から、地域防災計画や各種災害対応マニュアル等に基づき災害応急対策業務を実施する。その一方で、市民生活や社会機能を維持するために必要不可欠な行政サービスを継続して提供していくことは、災害時であっても本市に課せられた責務である。

業務継続計画は、大規模災害時でも優先して実施すべき業務の実施を確保するもので、図-2で示した①業務継続の優先度が高い通常業務、②災害応急対策業務、③早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等を総称して「非常時優先業務」とし、本計画の対象とする。

図-2 【非常時優先業務のイメージ図】



〔内閣府「市町村のための業務継続計画作成ガイド（平成27年5月）」中の図を加工〕

1-5 指定管理者及び委託事業者等への要請

本市業務のうち一部は指定管理業務や委託業務等である場合がある。大規模災害が発生した場合、これらの指定管理者や委託事業者も被災することが想定される。指定管理者や委託事業者等に対しては、委託事業等の内容に応じて本計画で定める非常時優先業務の実施内容と整合を図るよう要請する。

また、指定管理者や委託事業者が独自の業務継続の取組を進めるよう働きかける。

1-6 業務継続計画策定の効果

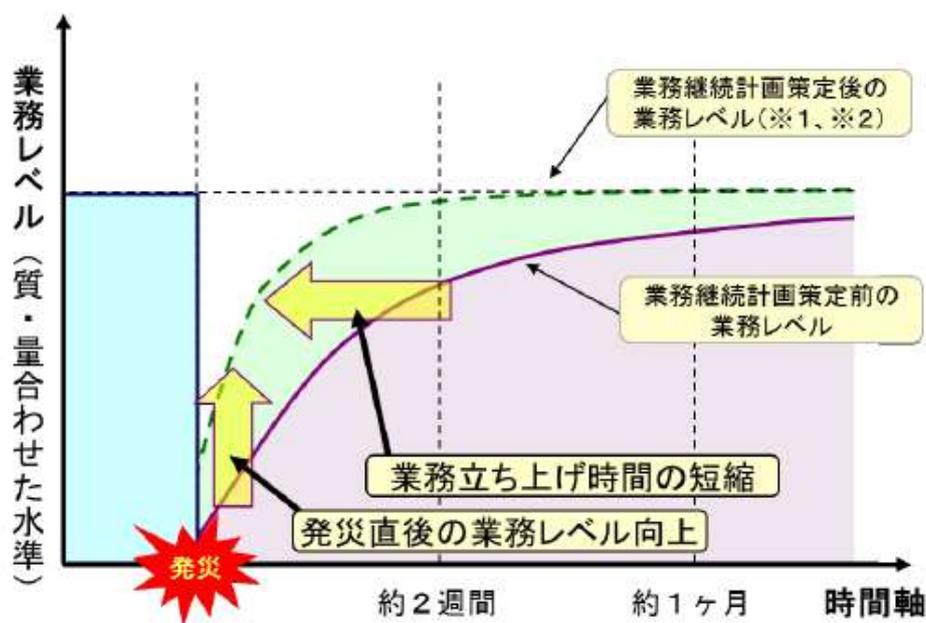
災害発生直後は、被災状況調査、被災者支援など短期間の実施しなければならない大量の業務を処理しなければならないことから、このような場合において、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。(図-3)

また、地域防災計画等では想定していない「行政も被災する事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、行政の機能不全を回避して早期により多くの業務実施ができるようになる。

さらには、自身が被災者になりうる職員の睡眠や休息、帰宅といった安全衛生面の配慮も期待できる。

図-3 【業務継続計画の策定に伴う効果の模式図】

〔出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月）〕



※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

第2章 業務継続の基本方針及び適用

2-1 業務継続の基本方針

業務継続に当たっては、関係者が相互に役割を理解しながら連携し、組織全体で進める必要がある。そのため、本市に大規模災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合における本市の業務継続の3つの基本方針を、次のとおりとする。

【基本方針】

- (1) 市民の生命、身体及び財産を保護することを最優先とするとともに、市民生活、社会機能の維持に必要となる業務を継続する。
特に、発災後 72 時間までは人命救助を最優先業務とし、市民生活や社会機能の維持に著しい影響がある通常業務以外は実施しない。
- (2) 職員の安全を確保し、災害対策本部機能を早期に確立する。
- (3) 災害発生後、本計画を発動した際には、職員や本市が持つ資源を総動員して、あらかじめ選定した非常時優先業務を最優先で実施する。

2-2 計画の発動、期間及び解除等

1 発動要件

本計画は、次の要件のいずれかに当てはまるときに発動するものとする。

- (1) 地域防災計画に定める災害対策本部が設置され、初回本部会議において発動が決定されたとき。
- (2) 市内の被害状況等に応じて市長（災害対策本部長。以下同じ。）が必要と判断したとき。なお、市長の判断により一部の部署を対象として計画を発動する場合がある。

2 対象期間及び解除

本計画の対象とする非常時優先業務は、災害発生から1か月後までに着手実施が必要なものとし、これを本計画の対象期間とする。なお、発動から1か月を経過する前であっても、災害対策本部が廃止された場合に解除する。ただし、被害状況等を踏まえて市長が解除又は延長を指示した場合はこれに従う。

また、本計画が発動又は解除された場合は、庁内各部署、関係機関等に速やかに伝達するとともに、市民に幅広く周知する。

2-3 指揮の権限代行

1 応急業務

市長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、緊急時の重要な意思決定に支障を生じさせないようにするため、市長に事故があるとき、又はかけたときには、地域防

災計画第3編、第1章、第4節、1「設置、指揮の権限」に規定された職務代行の順位に従う。

【八王子市地域防災計画】

第3編 震災応急対策計画 第1章 応急活動体制 第4節 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

市長は、災害対策本部の設置及び指揮を行うが、市長に事故があるときは、次の者が設置し、事後、速やかに市長の承認を得る。

設置、指揮の順位	(1)生活安全部担当副市長 (2)生活安全部担当外副市長 (3)教育長 (4)生活安全部長 (5)その他先着上位の職員
----------	---

2 業務継続の優先度の高い通常業務

業務継続の優先度の高い通常業務に係る権限の代行については、市長部局においては八王子市事務決裁規程に示されており、他の行政委員会等においても訓令等に同様の規程を設けている。

【八王子市事務決裁規程（抄）】

（代決権者）

第4条 市長の決裁を受ける場合において、市長が不在のときは担当副市長が、市長及び担当副市長が不在のときは他の副市長が代決し、市長及び両副市長が不在のときは、副市長が共同して所管する事案にあつては総務部長が、副市長が分担して所管する事案にあつては当該事案を担当する部長が代決する。

2 副市長の専決を受ける場合において、担当副市長が不在のときは他の副市長が代決し、両副市長不在のときは、共同して所管する事案にあつては総務部長が、分担して所管する事案にあつては当該事案を担当する部長が代決する。

3 部長の専決を受ける場合において、部長が不在のときは、部長があらかじめ指定する課長がその事案を代決する。

4 課長の専決を受ける場合において、課長が不在のときは、課長補佐を置く課にあつては課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補佐が不在のときは、課長があらかじめ指定する主査）が、課長補佐を置かない課にあつては課長があらかじめ指定する主査がその事案を代決する。

3 各部における指揮命令系統の確立

上記1、2は、非常時優先業務を行う際に市長が不在のときの職務代行を示したものであるが、災対各部や各部においても、部長等が参集するまでの間や参集できないことを想定して、指揮を代行する者を災害対応マニュアル等であらかじめ順位付けし指名し、責任者不在時における指揮命令系統を確立しておく。（表-2）

表-2 【指揮代行設定例】

指揮代行対象者	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
〇〇部長	◇◇担当部長	△△課長	□□課長	●●課長	

第3章 前提とする災害と被害想定

3-1 前提とする災害

業務継続計画の前提となる自然災害は、地域防災計画第1編、第1章、第2節、3「この計画で扱う災害の範囲」で示されたもののうち、(1)地震災害、(2)風水害とする。

【八王子市地域防災計画】

第1編 総則 第1章 計画の策定方針 第2節 計画の前提・性格及び災害の範囲

3 この計画で扱う災害の範囲

この計画では、次の災害等について対応を図る。

- (1) 地震災害 (2) 風水害 (3) 大規模事故等 (4) 火山災害
- (5) 原子力災害 (6) 新型インフルエンザ等の特に警戒が必要な感染症

3-2 地震災害の被害想定《多摩東部直下地震》

東京都は、東日本大震災後の平成24年(2012年)4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。この公表から10年が経過し、この間、建物の耐震化や不燃化の推進など、減災に向けた取組が進展する一方、高齢化の進行や単身世帯の増加など人口構造に変化が生じてきている。また、平成28年(2016年)熊本地震など全国各地で大規模地震が頻発するなかで、最新の知見等が蓄積されるとともに、南海トラフ巨大地震の発生確率も上昇している。

こうした背景を踏まえ、東京都はこの10年間に蓄積された最新の科学的知見等に基づき、約10年ぶりに被害想定を見直し公表した。

令和4年(2022年)5月に東京都が新たに公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、マグニチュード(M7クラス)の首都直下地震として、①都心南部直下地震(M7.3)、②多摩東部直下地震(同)、③立川断層帯地震(M7.4)及びM8～9クラスの高海溝型地震として、①大正関東地震(M8クラス)、②南海トラフ巨大地震(M9クラス)の5つの地震が発生した場合の人的・物的な被害想定が明らかになった。この他に都心東部直下地震、都心西部直下地震、多摩西部直下地震(いずれもM7.3)の3つの地震に関しては震度分布のみが提示された。

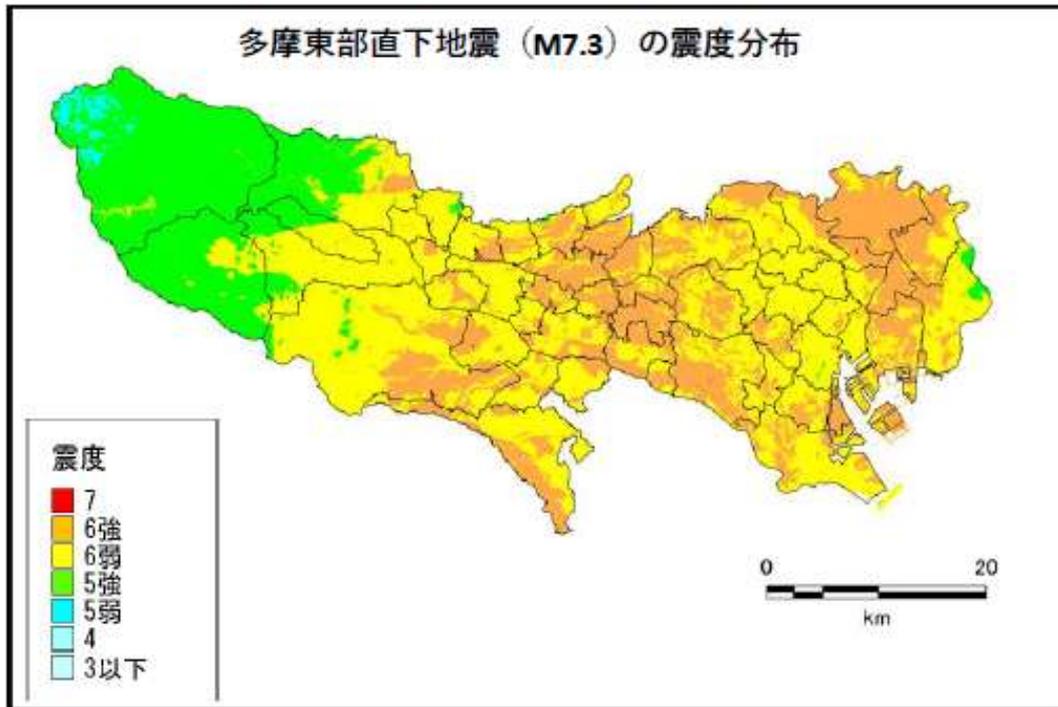
これらの地震のうち、多摩東部直下地震が発生した場合、本市では、市域の97.6%で震度6弱以上の強い揺れが想定され、人的被害、焼失棟数を含む建物被害が最も大きくなることから、これを本計画における想定地震とする。

また、東京都は、被害想定のみならず、時系列ごとの災害シナリオと被害の様相を初めて公表した。災害シナリオと被害の様相は、M7.3の直下型地震が冬の18時、風速8m/sの条件で発生した場合、発生直後から1か月後以降までに起こりうる事象について、定量的に示すことが困難な事項についても定性的な被害シナリオとして示すとともに、防災対策を検討する基礎資料として被害様相をまとめている。

1 震度分布

多摩東部直下地震による都内の震度分布は、図－4のとおり。本市では、市域の24.1%で震度6強、73.5%で震度6弱、2.4%で震度5強の強い揺れが想定される。

図－4 【多摩東部直下地震による震度分布】



2 主な被害

多摩東部直下地震による東京都内の主な被害は、表－3のとおり。

表－3 【多摩東部直下地震による東京都内の主な被害想定】

多摩東部直下地震			単位	冬・早朝	冬・昼	冬・夕方
				風速8m/s		
建物被害	全壊・全焼棟数		棟	98,361	105,621	161,516
	要因別	揺れ・液状化等	棟	70,108	70,108	70,108
		火災	棟	29,070	36,542	94,425
人的被害	死者数		人	5,104	2,947	4,986
		要配慮者数の割合	%	67.0	63.6	66.2
	負傷者数		人	79,337	69,865	81,609
		うち重傷者	人	8,259	7,715	11,441
ライフライン	電力	停電率	%	7.2	7.5	9.3
	通信	不通回線率	%	1.1	1.3	2.9
	上水道	断水率	%	25.8	25.8	25.8
	下水道	被害率	%	4.3	4.3	4.3
	ガス	供給停止率	%	12.5	12.5	12.5
社会的影響	避難者数(最大)		人	2,475,958	2,509,151	2,755,568
	帰宅困難者数(最大)		人	—	4,525,949	—
	災害廃棄物		万 t	2,542	2,560	2,699

※ 揺れ・液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、要因別数値と合計は一致しない。

※ 要配慮者については、最大値の想定。

※ ライフライン被害について、電力被害は、配電設備被害による停電率。通信被害は、配電網被害による不通回線率。

3 想定される被害の詳細

多摩東部直下地震による本市で想定される被害の詳細は、表－４のとおり。

表－４ 【多摩東部直下地震による八王子市の被害想定総括表】

項目	単位	多摩東部直下地震							
		冬・早朝、風速4m/s	冬・早朝、風速8m/s	冬・昼、風速4m/s	冬・昼、風速8m/s	冬・夕方、風速4m/s	冬・夕方、風速8m/s		
夜間人口	人	579,355							
昼間人口	人	576,240							
面積	km ²	186.4							
震度別面積率	5強以下	%							
	6弱	%							
	6強	%							
	7	%							
建物棟数	計	棟							
	木造	棟							
	非木造	棟							
原因別建物全壊棟数	計	棟							
	ゆれ	棟							
	液状化	棟							
	急傾斜地崩壊	棟							
原因別建物半壊棟数	計	棟							
	ゆれ	棟							
	液状化	棟							
	急傾斜地崩壊	棟							
	うち、原因別建物大規模半壊棟数	計	棟						
ゆれ		棟							
液状化		棟							
急傾斜地崩壊		棟							
火災	出火件数	件	13	13	16	16	27	27	
	焼失棟数	倒壊建物を含む	棟	1,379	1,490	1,760	1,896	2,864	3,094
倒壊建物を含まない		棟	1,351	1,461	1,726	1,859	2,807	3,033	
人的被害	死者	計	人	183	186	114	117	167	172
		ゆれ建物被害	人	134	134	60	60	89	89
		屋内収容物	人	9	9	8	8	7	7
		急傾斜地崩壊	人	8	8	6	6	6	6
		火災	人	32	34	40	43	61	66
		ブロック塀等	人	0	0	1	1	4	4
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0
		計	人	3,047	3,059	2,464	2,478	2,764	2,785
	負傷者	ゆれ建物被害	人	2,739	2,739	2,103	2,103	2,227	2,227
		屋内収容物	人	190	190	172	172	160	160
		急傾斜地崩壊	人	10	10	7	7	8	8
		火災	人	103	115	141	155	243	265
		ブロック塀等	人	5	5	41	41	125	125
		屋外落下物	人	0	0	0	0	0	0
		計	人	285	288	264	268	329	335
	うち重傷者	ゆれ建物被害	人	207	207	167	167	173	173
		屋内収容物	人	42	42	37	37	35	35
		急傾斜地崩壊	人	5	5	4	4	4	4
		火災	人	29	32	39	43	68	74
ブロック塀等		人	2	2	16	16	49	49	
屋外落下物		人	0	0	0	0	0	0	
要配慮者	死者数	人	99	100	61	63	90	92	
避難者	発生数	人	79,948	80,350	81,331	81,833	85,330	86,163	
帰宅困難者	発生数	人	-	-	101,663	101,663	101,663	101,663	
都内滞留者	発生数	人	-	-	553,589	553,589	553,589	553,589	
閉じ込めにつながるエレベーター	停止台数	台	500	500	502	510	509	510	
自力脱出困難者	発生数	人	943	943	775	775	788	788	
災害廃棄物	重量	万t	93	93	94	94	96	97	
ライフライン	電力	停電率	%	4.4	4.5	4.6	4.7	5.2	5.3
	通信	不通率	%	1.8	1.0	1.2	1.3	1.9	2.0
	上水道	断水率	%	21.4	21.4	21.4	21.4	21.4	21.4
	下水道	管きよ被害率	%	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
	ガス	供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
物資	食料	～3日目	万食	22	22	23	23	25	26
		4～7日目	万食	58	59	59	60	63	64
	飲料水	～3日目	万ℓ	26	26	26	27	27	27
		4～7日目	万ℓ	50	50	50	50	50	50
	毛布	必要量	万枚	11	11	11	11	11	11

4 災害シナリオと被害の様相

東京都が公表した首都直下地震等による東京の被害想定で新たに示された災害シナリオ（以下、「災害シナリオ」という。）と被害の様相は、表－5から表－9のとおり。

この内容は、本市における被害想定においても、ほぼ同様と判断できる。

【首都直下地震による災害シナリオと被害の様相】想定条件：M7.3/冬/18時/風速8m/s

〔東京都R4.5「首都直下地震等による東京の被害想定」から加工〕

表－5 【被災者を取りまく様相】

◎被災者を取りまく様相

発災後当面の間は、ライフライン寸断等、被災生活に大きな支障	
発災直後 ～1日後	<ul style="list-style-type: none"> ▼液状化地域では、住宅の傾斜など、継続的な居住や日常生活が困難化 ▼長周期地震動により固定されていない本棚等が転倒したり、家具、ピアノ、コピー機等が大きく移動し、人に衝突 ▼本や食器、窓ガラス等が飛散し、ストーブ等の火気器具が転倒 ▼停電で住宅のエレベーターが停止
3日後～	<ul style="list-style-type: none"> ▼ライフライン停止等により、空調やトイレ等が利用できない状態が継続 ▼品切れにより飲食料等生活必需品の確保が困難化
1週間後～	<ul style="list-style-type: none"> ▼ライフラインの状況により空調やトイレ等の一部が利用できない状態が継続 ▼電力が復旧しても、保守業者による点検が終了するまでは、エレベーターが使用できないため、復旧が長期化する可能性
1か月後～	<ul style="list-style-type: none"> ▼過剰な購買や買占めにより生活必需品の品薄状態が継続 ▼自宅の再建や修繕を望んでも、業者や職人等の確保が困難
◆ 発災後当面の間は、ライフラインや公共交通機関など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれ	

表-6 【応急対策活動をとりにまく様相】

◎応急対策活動をとりにまく様相

<p>大規模地震の発生を受け、全国からの応援とともに、警察・消防・自衛隊等の関係機関による救出救助等の応急活動が、各地で展開される。</p>	
<p>発災直後 ～1日後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼耐震性の低い木造建物やビル・マンションの倒壊等が発生し、多数の閉じ込めが発生 ▼住宅や事業所の火気・電気器具等から出火し、同時多発火災が発生。鎮火まで24時間以上必要（特に木造住宅密集地域では被害が顕著） ▼火災旋風や強風下での地震が発生した場合、飛び火等によりさらなる広域延焼が発生する可能性 ▼タンク等から可燃性物質の漏洩等による出火が発生する可能性 ▼落橋等により、列車や車の事故、転落等が発生する可能性 ▼斜面崩壊が発生し、道路寸断による集落の孤立等発生の可能性
<p>3日後～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼強い余震により、本震で倒壊しなかった建物の倒壊など、被害拡大の可能性 ▼復電時の電気機器のショートなど、通電火災等が発生する可能性 ▼周辺道路の障害物が除去されていない場合、消火活動が妨げられ鎮火が遅れる可能性 ▼強い余震や集中豪雨等が発生した場合は、より大規模な斜面崩壊等が発生し、被害が拡大する可能性 ▼高齢者や既往症を持つ人などが、避難所等の慣れない環境での生活により、病状が悪化し、死亡する事例が増加（震災関連死）
<p>1週間後～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼強い余震が発生した場合、本震では倒壊しなかった建物が倒壊するなど、さらなる被害拡大の可能性 ▼地震後に豪雨等が発生した場合は、より大規模な斜面崩壊や地すべり、土石流が発生し、被害が拡大する可能性
<p>1か月後～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼高齢者や既往症を持つ人などが、避難所等の慣れない環境での生活により、病状が悪化し、死亡する事例が増加（震災関連死）
<p>◆ 道路などの緊急輸送ルートが確保できない場合、応急対策人員・物資の円滑な移動・活動が困難を極め、救出救助や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれ</p>	

表-7 【避難所をとりまく様相】

◎避難所をとりまく様相

自宅が揺れに伴い損傷を受け、ライフラインも不通になったため、避難所へ避難する。	
発災直後 ～1日後	<ul style="list-style-type: none"> ▼避難者に加え帰宅困難者も避難所に殺到し、収容力を越える事態が発生 ▼停電や通信の途絶等により、避難者数の把握や安否確認、必要な物資の把握が困難化 ▼住民同士のつながりが希薄な地域では、助け合いが進まず、避難所の運営等が混乱するおそれ
3日後～	<ul style="list-style-type: none"> ▼在宅避難者の家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加 ▼必要なスペースや物資の確保等のケアが行き渡らず避難者のストレスが増加 ▼ごみ・し尿処理収集の遅れにより、生活ごみやし尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化 ▼過密やプライバシー欠如、劣悪な衛生環境等を忌避し、屋外に避難する避難者が発生
1週間後～	<ul style="list-style-type: none"> ▼高齢者や既往症を持つ人等が、慣れない環境での生活により病状が悪化する可能性 ▼プライバシー不足や生活ルール、ペット等に関するトラブル増加 ▼避難所へ避難していた避難者が、自宅等へ戻り始める ▼道路寸断や交通機関の状況の違い等により、支援物資やボランティアの供給にばらつきが発生
1か月後～	<ul style="list-style-type: none"> ▼高齢者や既往症を持つ人などが、慣れない環境での生活により病状が悪化する可能性 ▼避難者、特に外国人など、生活習慣や文化等が異なる人たちの精神的負担が増大 ▼ライフライン復旧や交通機関再開に伴い、避難者が自宅や親戚・知人宅、応急仮設住宅等に移り、避難者数が減少 ▼自宅や他の避難先等へ移動した避難者の所在把握が困難化
<p>◆ 被害が甚大な地域での避難所生活は、発災直後の混乱のみならず、電力・通信、飲食・物資、トイレ・衛生など、様々な課題が発生し、時間を追うごとに多様化</p>	

表-8 【自宅をとりまく様相】

◎自宅をとりまく様相

<p>強い揺れが襲い、ライフラインも不通となったが、幸いにも自宅は大きな被害もなく、周囲も火災などの危険はない。また、備蓄もある程度していたため、在宅避難を開始することに。</p>	
<p>発災直後 ～1日後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼大きな揺れや長周期地震動により、中高層階を中心に歩くことが困難化。 未固定の本棚の転倒や、キャスター付きの家具やコピー機等の移動で人に衝突 ▼マンションの中高層階ではエレベーターの停止により地上との往復が困難となり、十分な備えがない場合、在宅避難が困難化 ▼液状化が発生した地域では、住宅の傾斜や断水の発生等により居住が困難化 ▼自宅の片づけ等のために一時帰宅した際に、大きな余震が発生すると、本震で脆弱化していた建物の倒壊等により、死傷者が増加する可能性
<p>3日後～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加 ▼大きな余震が続く場合、在宅避難者が不安等を感じ、屋外に避難するが、冬季は体調悪化による被害の拡大が懸念 ▼生活ごみや片付けごみが、回収されずに取り残されたり、不法に捨てられたりして、悪臭などの問題が発生
<p>1週間後～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、体調を崩す人が増加 ▼電力が復旧しても、保守業者による点検が終了するまでは、エレベーターが使用できず、復旧が長期化する可能性
<p>1か月後～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、体調を崩す人がさらに増加 ▼自宅の再建や修繕を望んでいても、建設業者や職人等が確保できない可能性
<p>◆ 自宅が安全な場合、日頃から十分に備えておくことで住み慣れた自宅に留まることは有効だが、ライフライン復旧が長期化した場合、生活が徐々に困難化していく</p>	

表-9 【帰宅困難者を取りまく様相】

◎帰宅困難者を取りまく様相

<p>繁華街で買い物途中、突然大きな揺れに襲われた。駅に向かうも電車は運転見合わせとなっている。家族とも連絡がとれず、途方に暮れている。</p>	
<p>発災直後 ～1日後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼通信の途絶等により家族の安否が確認できず、多くの人々が徒歩や自転車等で自宅に帰ろうとする ▼余震による看板の落下や延焼火災等の二次災害に、帰宅困難者が巻き込まれる等により、徒歩による帰宅が困難化 ▼公共交通機関の運休等により、子供等の保育園等からの迎えが困難化 ▼スーパー・コンビニ等は、被災により利用できなくなったり、早期に在庫が枯渇 ▼帰宅困難者が一時滞在施設等に多数殺到し、周辺が混乱する可能性 ▼一時滞在施設の場所等がわからず、帰宅困難者が避難所へ多数訪れる ▼非常用電源等が整備されていない一時滞在施設では、停電により、空調が停止し、季節によっては滞在継続が困難化 ▼オフィスビル等では窓の開閉ができず、夏季の発災などで空調停止した場合、滞在が困難となり、さらに多くの従業員や施設利用者等が路上に溢れ出す ▼自宅等へ移動する人や屋外に滞留する人で道路上が混雑し、救命救急、消火活動等に著しい支障 ▼夜間・休日等の発災は、交通機関の運行停止に伴い従業員の出勤が困難
<p>数日後～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▼道路寸断や交通規制等によりバス等による代替輸送も困難化するため、道路・鉄道の復旧が長期化する地域では、勤務先、通学先や一時滞在施設等での滞在期間が長期化 ▼保護者等が保育園等へ迎えに行けない状態が続くと、保育士等も帰宅できず、保育園等にとどまり続ける必要 ▼滞在期間長期化に伴い、勤務先や通学先、一時滞在施設における飲食料やトイレなどの滞在環境の確保が困難化 ▼運行を再開した区間では、駅やその周辺に多くの人々が殺到 ▼深夜から早朝の時間帯や休日に発災した場合は、公共交通機関の運行停止に伴い事業所等に十分な数の従業員が出勤できない状態が一週間以上継続し、業務継続が困難化
<p>◆ 多くの外出者が一斉に帰宅しようとして、救出救助活動に支障をきたすほか、沿道の道路閉塞や延焼火災、余震等で帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障</p>	

3-3 風水害の被害想定

本市の広い市域には、多くの河川や水路が存在し、河川等の洪水による水害は、河川整備が進むにつれて減少している。しかし、河川整備の状況は、整備計画に対して国の管理区間では堤防整備率が約54%、東京都の管理区間では約69%となっている。

宅地化等の土地利用の進展により、浸透機能が低下した結果、降雨による流出量が多くなり、局地的な「内水氾濫型」の水害が発生するようになっている。

こうした水害の危険性について、国土交通省関東地方整備局は、「想定しうる最大規模の降雨（48時間総雨量588mm）」があった場合、河川の氾濫による浸水を「多摩川・浅川・大栗川の洪水浸水想定区域図」として平成28年（2016年）5月に公表した。

東京都は、浅川上流、醍醐川、山入川、小津川、城山川、大沢川、御霊谷川、南浅川、案内川、川口川、山田川、湯殿川、兵衛川、谷地川、大栗川、大田川については、令和2年（2020年）1月、秋川については令和2年（2020年）8月に想定雨量を「想定しうる最大規模の降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）」とする「浸水予想区域図」を公表した。

浸水予想区域図は、想定しうる最大規模の降雨があった場合に、河川からあふれた水（溢水）と地盤高が低い場所や下水道で処理しきれない所に溜まる水（内水）を考慮した。これによると、市庁舎が位置する元本郷町三丁目付近は、南浅川からの氾濫水と内水による浸水が発生するとされている。（図-5）

なお、本庁舎浸水対策基本構想における建物浸水深の測量結果は、最大で2.03mになると想定されている。

また、国土交通省関東地方整備局が公表した浸水想定区域の範囲において、東京都と同一の想定で地盤高が低い場所や下水道で処理しきれない所に溜まる水（内水）の浸水予想を、市独自に行い、令和3年（2021年）9月に「内水浸水予想区域図」を公表した。

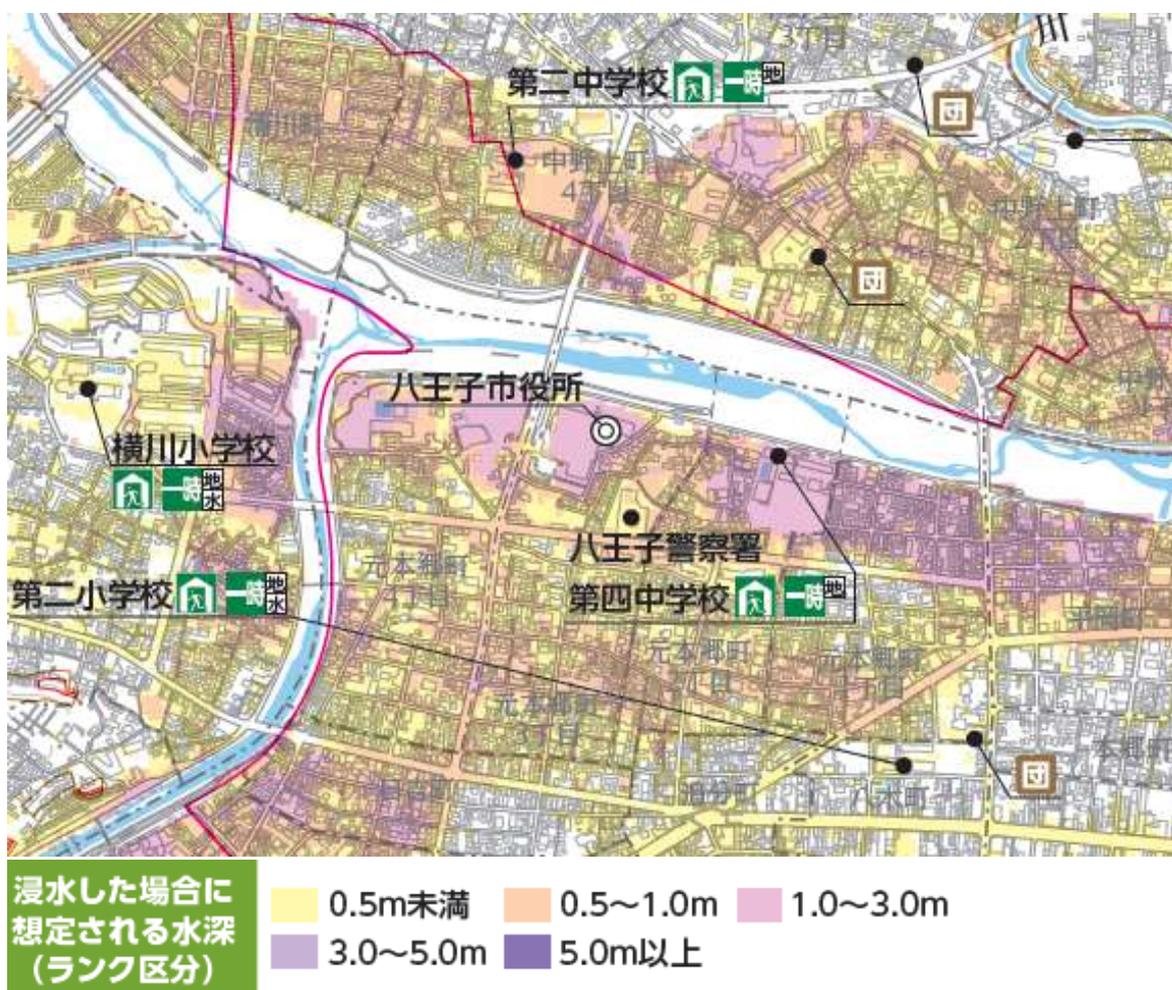
これらの浸水想定（予想）によると、多摩川は高月町及び平町から小宮町にかけての一部地域が、浅川（国直轄区域）は萩原橋付近から日野市境までの河川沿いの区域が浸水するものと想定されているなか、高月町及び平町から小宮町にかけての一部地域では浸水深が「5.0m以上」となる区域が見られるほか、各河川沿いの一部地域及び地盤高が低い場所では浸水深が「1.0～3.0m」となる区域が見られる。

さらに、東京都が「東京都豪雨対策基本方針（改定）（平成26年6月）」並びに「東京都地下空間浸水対策ガイドライン（平成20年9月）」等に基づき、5年ごとに作成・公表している「地下空間浸水対策用浸水実績図」によると、本市では中心市街地を除くと、地階を有する建物（個人住宅を除く）は一部地域に点在しているのみであり、これらにおける浸水被害は発生していない。

「令和元年東日本台風」では、本市では初となる大雨特別警報が発表され、一日当たりの降水量としては1976年の統計開始以来、年間を通じて第1位となる392.5mm（アメダス八王子）、最大1時間降水量においては10月としては第1位となる47.0mmの記録的な大雨となった。

市内における人的被害は1件もなかったものの、市内187か所で土砂崩れが発生したほか、建物の全壊10棟、大規模半壊3棟、半壊12棟、一部損壊（準半壊）48棟、一部損壊（10%未満）163棟、床上浸水25棟、床下浸水70棟など、市民生活に大きな影響をもたらす被害があった。

【八王子市役所本庁舎付近の浸水予想区域図】（八王子市ハザードマップから抜粋）



出典：八王子市ハザードマップから加工

3-4 本庁舎建物等の被害想定及び業務執行環境の検証

大規模災害発生時に災害対策本部が設置され、災害対応の中核機能を担う本庁舎は、防災拠点としての機能を有する。そこで、地震災害、風水害に備えた本庁舎設備等の対策を検証する。なお、復旧想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月公表）を参考として、都内全域の状況を示した。

1 本庁舎の地震対策

(1) 建物について

構造部は、一部被害が生ずる可能性があるものの、崩壊の可能性は無い。非構造部では、窓ガラス等の破損、執務室内の什器等の転倒・落下・移動による被害が想定される。

(2) 電力について

ア 復旧想定

多摩東部直下地震(M7.3、冬・夕方、風速8m/s)が発生したときに、市内の停電率は5.3%となる。都内全域の停電率は、9.3%で、1週間後には、配電線の復旧作業の進捗に伴い、配電線の被害による停電は解消するが、その他の停電は継続する見込み。(表-10)

なお、災害シナリオでは、発災直後に広範囲で停電が発生し、1日後以降、広い地域で計画停電が実施される可能性がある。3日後以降も停電は継続するが、電柱や配電線の復旧作業が行われることにより、配電線被害による停電は減少。1週間後以降も発電所の供給量が不足し、電力需要が抑制されない場合などは、さらに計画停電が継続される可能性がある。1か月後には、発電所の多くが復旧し、建物倒壊や焼失などの復旧困難エリアを除き、安全点検の終了や管路の復旧により多くの地域で供給が再開される見込みである。

表-10 【電力復旧推移（配電設備被害による停電率）・多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8m/s）】

想定地震	停電率 (都内全域)	復旧推移(配電設備被害による停電率)			
		1日後	3日後	1週間後	1か月後
多摩東部直下地震 (冬・夕方、風速8m/s)	9.3%	6.1%	0.8%	0.0%	0.0%

イ 対策

本庁舎では、停電時に備えた非常用発電設備を有しており、外部電源の供給が停止すると、自動的に起動運転を開始して電力が供給される仕組みになっている。供給能力は、1,000kW(500kW×2台)、燃料は軽油約24,390L(敷地内貯蔵所総容量)を収容できるタンクがあり、一日当たり想定業務時間を12.5時間(8:30~21:00/燃料満タン時)とした場合、約7日間(連続運転で約97時間)の通常業務に必要な電力供給が

可能である。また、燃料が不足する場合には、災害時における燃料の提供に関する協定による燃料の受給を受けることにより継続的な非常用発電設備の運転ができる。

(3) 通信について

ア 復旧想定

多摩東部直下地震（M7.3、冬・夕方、風速8m/s）が発生したときに、市内の固定電話不通率が2.0%となる。都内全域の不通率は、2.9%で、1週間後には復旧が完了する見込み。（表-11）

なお、災害シナリオでは、発災直後、携帯電話やスマートフォン等は、音声通信やパケット通信の利用に支障が出るほか、固定電話は、回線の集中により音声通話はつながりにくくなる。3日後以降も携帯基地局電源の枯渇により不通エリア拡大の可能性があり、音声通信、パケット通信の利用困難が継続。停電が継続されている地域では、電源を利用する電話機は利用不可、また、交換機等が設置されている通信ビルでは、非常用電源がなくなった場合にその機能が停止して災害時優先電話が利用できなくなる。1週間後から順次、通信が回復するが、通信設備の被害状況によっては、電話やインターネット等通信が長期間にわたり不通となる可能性がある。

表-11 【通信復旧推移（固定電話の不通率）・多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8m/s）】

想定地震	不通率 (都内全域)	復旧推移(固定電話の不通率)			
		1日後	3日後	1週間後	1か月後
多摩東部直下地震 (冬・夕方、風速8m/s)	2.9%	2.9%	0.4%	0.0%	0.0%

イ 対策

本庁舎では、建物を原因とした通信設備被害のリスクは低く、固定電話15本を災害優先電話に指定しており、うち5本は特定箇所に、残り10本は各フロア（8階を除く）に配置し、緊急時に使用できる状態となっている。本庁舎電話設備は、外部電源の供給が停止した場合、非常用発電機から固定電話機用交換機へ電源を供給するため、通信事業者設備が正常であれば通常通り使用することができる。万一、非常用発電機の供給が停止した場合であっても、電話交換室、守衛室及び防災センターの非常用電話機並びに固定電話用交換機を経由しない単独電話機は、通信可能となる。

その他の電話通信手段としては、携帯電話8台（全て災害時優先電話）を保有しており、固定電話設備に被害が生じた場合の有効な通信手段となる。なお、公衆電話は本庁舎内に1台、庁舎外に3台設置され、停電時も使用することができる。

(4) 上水道について

ア 復旧想定

多摩東部直下地震が発生したときに、市内の断水率が21.4%となる。都内全域の断水率は、25.8%で、1か月後には復旧が完了する見込み。（表-12）

なお、災害シナリオでは、発災直後から断水が発生し、3日後以降も断水の復旧は限定的である。1週間後以降、管路の復旧が進み、管路被害を原因とする断水・濁水は段階的に解消されるが、浄水施設等の被災による断水は継続する。1か月後以降、管路被害による断水は概ね解消するが、浄水施設等が被災した場合、断水が長期化する可能性がある。

表-12 【上水道復旧推移（断水率）・多摩東部直下地震】

想定地震	断水率 (都内全域)	復旧推移(断水率)			
		1日後	3日後	1週間後	1か月後
多摩東部直下地震	25.8%	25.8%	25.8%	12.2%	0.0%

イ 対策

本庁舎では、建物を原因とした上水給水設備被害のリスクは低い。また、本庁舎までの上水配水管（供給）については、耐震化が実施されており、長期断水のリスクも低い。なお、供給が停止した場合に備え、本庁舎B階機械室に地震時に緊急遮断する弁と緊急時用の水槽直付け給水栓を装備した受水槽1基（70t）、屋上に高架水槽2基（10t×2）合計90t（満水時）を確保している。よって、上水の供給が断たれた場合でも満水時状態であれば、1人当たり日量3ℓ（本庁舎推定職員数2,400人）で、12日間の供給が可能である。

(5) 下水道について

ア 復旧想定

多摩東部直下地震が発生したときに、市内の管きよ被害率が5.2%となる。都内全域の管きよ被害率は、4.3%で、1か月後には復旧が完了する見込み。（表-13）

なお、災害シナリオでは、発災直後から管路被害により下水利用が制限される。3日後以降も一部地域で下水利用が困難な状況が継続。1か月後以降、多くの地域で利用制限が解除されるが、オフィスビルや集合住宅では、排水管等の修理が終了するまで、水道供給が再開してもトイレ利用が不可となる。

表-13 【下水道 復旧推移（管きよ被害率）・多摩東部直下地震】

想定地震	管きよ被害率 (都内全域)	復旧推移(管きよ被害率)			
		1日後	3日後	1週間後	1か月後
多摩東部直下地震	4.3%	3.3%	2.9%	2.2%	0.0%

イ 対策

本庁舎では、建物を原因とした下水排水設備の被害リスクは低い。また、本庁舎からの下水道管きよの耐震化も進められていることから流下機能に支障が出る可能性も低い。本庁舎内各階トイレの洗浄水は庁舎の地下ピットに溜めた雨水（約2,000t）

を濾過・滅菌した中水を使用しており、B階機械室地下ピットに受水槽2基(40t)・屋上に高架水槽2基(15t×2)合計110t(満水時)が確保されている。自家用発電機による電源供給で濾過機・揚水ポンプを運転することにより、継続的に洗浄水を確保出来ることから、長期間の洗浄水の供給が可能であり、下水道管きよの被害が無ければトイレの使用も可能となる。

(6) ガスについて

ア 復旧想定

供給停止率は、ガス事業者が安全確保のため低圧ガスの供給を停止する件数から供給停止率を算出した。都内全域では、都心南部直下地震で平均24.3%と最大となり(多摩東部直下地震による都内全域の供給停止率は12.5%)、復旧が概ね完了するのは約6週間後になると想定されている。本市では、都心南部直下地震、多摩東部直下地震いずれの地震でも供給停止率は、0.0%。ただし、一般家庭で使用される低圧ガスは、安全装置が作動し、広域的に供給が停止され、各家庭でも震度5弱程度でマイコンメーターが作動して自動的に供給が遮断される。

低圧ガス導管や設備、各家庭内のガス管等の被災は、定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加し、復旧期間が長期化する可能性がある。なお、災害シナリオでは、1か月後以降、安全点検の終了や管路の復旧により、建物倒壊や焼失などの復旧困難エリアを除き、多くの地域で供給が再開される見込みである。

イ 対策

本庁舎では、本庁舎建物を原因とした都市ガス設備被害のリスクは低い。また、都市ガスは、庁舎南側(ガバナー室)まで中圧導管の溶接鋼管で供給されており、その先はポリエチレン管の低圧導管にて庁舎に供給されている。それぞれの配管には、耐食性、耐震性を持たせ、地盤変動の影響を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めることが出来るようになっているため、配管被害のリスクも低いものと想定される。

2 風水害対策

本庁舎の浸水対策は、浸水深最大2.1mに設定した対策工事を進めており、地下に位置する重要設備室(防災センター・自家用発電設備・電気室及び機械室等)は、防水扉を先行設置した。

建物本体工事は、コンクリート擁壁・防水扉・シート式止水板・脱着式止水板・スイング式止水板を設置し、建物外部と内部の二重構造で防御することとしている。外部は、建物外壁を活用し、外周部を囲むように形成したものを第1水防ライン、建物の一部外壁と内部の鉄筋コンクリート壁、柱等の構造物を活用したものを第2水防ラインとして形成する。

また、外部からの排水逆流に対しては、排水管の逆流防止弁設置や防水扉等による逆流防止対策。内部からの浸水対策として、内部マンホール噴き上がり防止対策や雨水樋からの入水を停止させる雨水管流入制御設備の設置を行う。地下階最下層部には排水ポンプを増加し、万一の入水にも対応できる体制としている。

建物本体工事に併せ、外構部においては、ガソリンスタンドの給油設備室や非常用発電機用燃料移送設備とこれらに必要な電源を供給している職員会館受変電設備に防水壁やスイング式止水板、脱着式止水板を設置し、浸水が引いた直後には、災害活動に対応する公用車に速やかに給油できるようにする等、水害を最小限に留め、災害対策本部と本市の行政サービスの拠点である本庁舎としての機能継続を図っていく。なお、これらの浸水対策工事は、令和6年(2024年)2月を竣工予定としている。

3-5 本庁舎使用不能時の代替施設の確保

災害対策本部は本庁舎内に設置するが、本庁舎が建物損壊等により機能不全となったときには、地域防災計画第3編、第1章、第3節、1 災害対策本部の設置、(2)設置場所の規定により、表-14のとおり代替施設へ移設することとしている。

表-14 【災害対策本部代替設置施設】

順位	場所	住所	電話
第1位	大横保健福祉センター	大横町11-35	625-9128
第2位	東浅川保健福祉センター	東浅川町551-1	667-1331
第3位	芸術文化会館(いちょうホール)	本町24-1	621-3001

3-6 災害時における通信手段の確保

1 地域防災無線

本市は、本庁舎を統制局として、各事務所や避難所となる小中学校、警察署、消防署、救急告示病院、ライフライン機関、市医師会、建設業協会等の防災関係機関相互を結ぶ260MHz帯のデジタル式地域防災無線を整備している。(表-15)

外部電源が停止した場合、本庁舎内の統制局及び通信機器は専用の自家発電設備が自動的に稼働し、連続使用しても約48時間にわたり無線による通信機能を維持することができる。また、出先機関等に設置している無線設備(半固定局)も専用バッテリーを備えているため、停電した場合に約40時間稼働可能となっている。

表—15 【地域防災無線設置台数】

設置場所／種別(機能)	統制局 (通話、FAX)	遠隔制御装置 (通話、FAX)	半固定局 (通話、FAX)	携帯局 (通話)	計
本庁舎	2	14			16
事務所			15		15
防災課				50	50
消防団				30	30
市民センター等			15		15
市出先機関			31		31
小学校、義務教育学校等			72		72
中学校			35		35
都立高校等			9		9
官公庁等			40		40
計	2	14	217	80	313

2 衛星携帯電話

本市は、固定電話、携帯電話が利用不能となった場合に備えて、衛星携帯電話6台を有し、通信手段を確保している。衛星携帯電話の配備先は、表-16のとおり。

表—16 【衛星携帯電話配備数】

衛星携帯電話	防災課	消防団 第7分団	消防団 第11分団
	1	4	1

3 NTT東日本特設公衆電話

本市は、主に避難所に避難した者の通信を確保するため、令和4年(2022年)4月現在、避難所となる市立小中学校等51箇所(災害時優先電話となる特設公衆電話(5回線/箇所。いずみの森義務教育学校は10回線)を整備している。

3-7 重要な行政データのバックアップとシステムの復旧

住民情報系システムは、住民基本台帳、税務等の業務を、行政情報ネットワークシステムは、外部との電子メールの送受信及び内部情報の組織内伝達と共有、ホームページの編集、インターネットによる情報収集等の業務を担っており、それぞれ重要な情報通信基盤となっている。

情報システムは、被災時の業務継続として次の優先順位を基本としている。

【発災時最優先に稼働させるもの】行政情報ネットワークシステム(ホームページ編集、電子メール送受信、インターネットによる情報収集)、避難行動要支援者名簿データの利用

【可能な限り速やかに復旧するもの】住民情報系システム(住民記録、総合税など)

発災時には、マシン室(サーバ室)のサーバ及び各フロアの職員が使用するパソコン、プリンター及びハブ等のネットワーク機器は、落下転倒の破損により一部が使用できなくなると想定される。

このため、サーバの転倒防止対策を講ずるとともに、重要なデータについて定期的にバックアップを行い、遠隔地で保管を行っている。

また、情報システムにおいて被災時に大きな影響があるライフラインは、電力である。その復旧には、前述の被害想定にあるとおり、最大7日程度を要する。

その間、業務継続に最低限必要なサーバ、マシン室(サーバ室)の空調設備、パソコン等には、本庁舎内の安全が確認され次第、非常用発電設備から電力が供給される。電力供給が可能となったら業務継続の優先度により、行政情報ネットワークシステムから順次稼働させる。

行政情報ネットワークシステムのホームページ管理システム、メール送受信サーバ、WEBサーバ及びファイルサーバは、災害耐性や稼働信頼性が十分にとられたデータセンターに配置されているため、非常用発電設備の電力供給能力のなかで、端末と場所が限定される場合があるが原則として使用可能である。

通常の通信回線が停止すると、データセンターへのアクセスが断たれることとなる。復旧までの間は重要な情報のみ災対策部が実施するが、無線データ通信機器を活用して、可能な限り業務継続を図る。

なお、外部電源の復旧後は、住民情報系システム、各課個別システム、財務会計システム、庶務事務システムその他のシステムの順に利用を再開させる。

3-8 食糧等の備蓄

大規模災害発生直後は、物流の遮断等により必要な食糧や飲料水等が不足することが想定されるため、本市では、避難者用備蓄とともに災害対策従事者や帰宅困難となった職員の食糧等の備蓄を確保している。職員用の備蓄については、今後、表-17のとおり職員1人当たり3日分の食糧、飲料水の備蓄をすすめる。

なお、職員は、非常参集を行う際には、できる限り食糧等を持参するとともに、非常時に備えて1週間分の自宅備蓄を確保するように努める。

表-17 【災害対策従事者用食糧等備蓄目標量】

備蓄品	備蓄の考え方	職員数※	備蓄数量	備考
食糧	3食/日×3日分	2,968人	26,712食	アルファ米、クラッカー等
飲料水	3ℓ/日×3日分	2,968人	53,424本	500mlペットボトル換算

※令和4年度(2022年度)非常配備態勢別職員名簿掲載者数

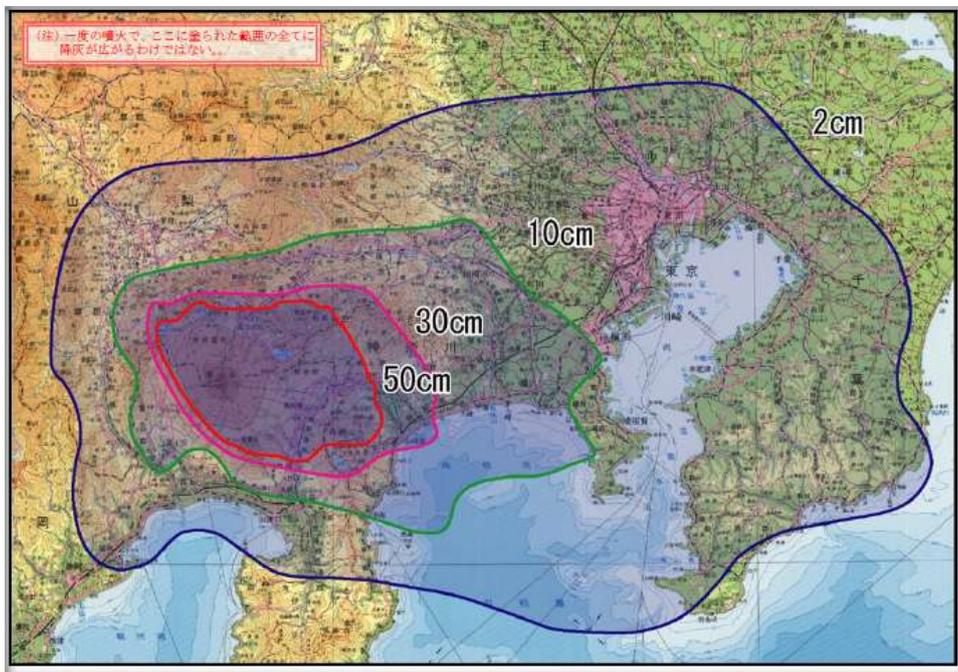
コラム

地域防災計画では、業務継続計画の前提としている地震災害、風水害（浸水害・土砂災害、大雪）のほか、自然災害では火山災害も対象としています。

本市に被害を及ぼすおそれがある火山としては、富士山、箱根山があります。富士山、箱根山は、今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性と社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として選定されています。

その中で富士山に関しては、本市から距離があるため、溶岩流や火砕流などの被害を受けることはありませんが、大規模な噴火が発生した場合は、広範囲にわたる降灰により、視界の悪化、雨どいや側溝・下水道などの詰まり、空調機器や電子機器などの故障、農作物被害、公共交通機関の運行障害などの影響が想定されます。

【富士山降灰の可能性マップ】（内閣府富士山火山広域防災対策基本方針資料より）



第4章 非常時優先業務

4-1 非常時優先業務開始・再開局面の設定

大規模災害が発災した場合、市自らも被災した状況下で業務継続を行うためには、優先的に実施する業務を時系列で整理する必要がある。

そのため、災害発生からの時間経過による段階的な局面（フェイズ）を設定し、開始・再開する非常時優先業務をこの局面ごとに整理する。（表-18）

表-18 【業務実施・開始等の局面設定】

局面	発災からの時間経過	設定の考え方	対象業務例
フェイズ0 (風水害のみ)	発災前の事前対策	災害発生前であるが、職員配備体制、避難所開設準備を行う局面	・風水害避難所開設 ・災害、気象情報収集 等
災害発生			
フェイズ1	発災～ 3時間	発災直後の人命救助や初動応急対策体制の立ち上げを行う局面	・初動体制の確立（対策本部設置、職員参集） ・救急救命救助、避難者対応 ・市施設、市内被害状況把握 ・中断できない通常業務 等
フェイズ2	発災後3時間～ 24時間（1日）	人命救助を継続するとともに、災害応急活動を開始、避難所を開設する局面	・救急救命活動（負傷者対応、緊急医療救護所開設等） ・帰宅困難者対応、避難所開設 ・重大行事等の延期調整 等
フェイズ3	発災後24時間～ 72時間（3日）	72時間経過すると生存率が急激に低下するため、人命救助活動を最優先に、避難所の生活環境の向上を図る局面	・避難所運営、避難者ニーズ把握 ・災害時要配慮者対策 ・業務システム再開に伴う業務 等
フェイズ4	発災後72時間～ 1週間	被災者への救援救助を継続するとともに、被災者の生活支援を開始する。また、行政機能の回復に向けた取り組みを進める局面	・負傷者対応 ・避難所運営・避難者ニーズ把握 ・インフラ復旧、災害廃棄物等撤去 ・受援体制構築、ボランティア受入れ ・教育再開、窓口事務再開 等
フェイズ5	発災後1週間～ 1カ月	復旧・復興期に移行し、インフラの復旧を開始するとともに、被災者に対して各種支援を行う局面。また、通常業務の多くが再開され、行政機能が元に戻る局面。	・避難所の廃止、統合 ・インフラ復旧 ・災害廃棄物等の処理 ・被害認定調査、罹災証明発行 ・応急仮設住宅入居事務 等

4-2 職員配備態勢

地域防災計画に規定する災害発生時の職員配備態勢は、次のとおりである。

【地震災害】地域防災計画第3編、第1章、第5節

1 配備態勢

災害時の職員の配備態勢は、表-19のとおりであるが、各態勢における各部の配備要員及び員数は各部長が定める。なお、災害の状況等により、特定の部又は課に対し、種別の異なる配備態勢を指示することがある。

表-19 【職員配備態勢（震災）】

態勢	配備基準	配備態勢	配備要員の目安
配警備態勢戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域に震度4の地震が発生したとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき 	各部課が所管する施設、事項等の被害の有無を確認するとともに、庁内相互及び関係機関との連絡活動等が円滑に実施できる態勢	左記に必要な各部の部課長、職員及び防災課職員
配第1態非勢常	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域に震度5弱の地震が発生したとき ○ 市域に地震で局地的災害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき 	各部課・所が、それぞれ分掌する事務分野に応じて、小規模な応急措置をとり、救助活動、情報収集、広報活動等が円滑に実施できる態勢	2～3割
配第2態非勢常	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域に震度5強の地震が発生したとき ○ 市域に地震で数地域の被害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき 	数地域についての救助救護活動を行い、また、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる態勢	6～7割
配第3態非勢常	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき ○ 市域に地震で激甚な災害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、本部長が必要と認めたとき 	市が有する組織・機能のすべてをもって対処する態勢	全職員

注1) 市域に震度6弱以上の地震が発生したときは、全職員の配備が自動発令される。

注2) 各担当職員は、体感その他により市域に震度4以上の地震が発生したと推定したときは、気象庁の発表及び配備指示の伝達がないときでも震度相当の配備態勢をとる。

注3) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、防災課において連絡要員を確保し情報の収集にあたる。

【風水害】地域防災計画第4編、第1章、第3節

1 水防非常配備態勢

水防（風水害）時の本市職員の配備態勢は、表-20 のとおりであるが、各態勢における各部の配備要員及び員数は所管する水防活動等を考慮し、各部長が定める。

なお、本部長は、災害の状況等により、特定の部又は課に対し、種別の異なる配備態勢を指示することがある。

表-20 【職員配備態勢（水防）】

態勢	配備基準	配備内容	配備要員の目安
連水絡態勢防	○ 勤務時間内に、気象情報等により必要と認められたとき	職場において水防要員の配備など必要な情報連絡等ができる態勢	原則として水防本部を構成する部の部課長及び情報連絡等に必要の職員
連水絡態勢急	○ 勤務時間外に、気象情報等により必要と認められたとき	在宅又は出勤して水防要員の配備など必要な情報連絡等ができる態勢	
配水備防態警戒	○ 市域に気象情報の注意報、警報、又は水防警報が発表され、今後さらに降雨等が予想されるとき ○ 市域に局地的な風水害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ その他、水防本部長が必要と認められたとき ※ 水防警戒本部を設置した場合は、この態勢を基本とする	各々が、それぞれ分掌する事務分野に応じて、情報の収集、観測、水防資器材の点検など、必要な警戒活動又は防御活動を円滑に実施できる態勢	水防本部を構成する各部 2～3割
非常水防配備態勢第1	○ 市域に特別警報が発表されたとき ○ 市域に数地域又は広い範囲に及ぶ風水害が発生したとき、若しくは発生が予測されるとき ○ 感染症流行時など、全庁的な応援体制で災害対応にあたる時 ○ その他、水防本部長が必要と認められたとき ※ 水防対策本部を設置した場合は、この態勢を基本とする	数地域についての警戒活動又は防御活動を円滑に実施できる態勢	水防本部を構成する各部 4～5割

注) 水防第1非常配備態勢で対応できないときは、本部体制を災害対策本部へ移行し、震災第2または第3非常配備態勢の配備要員の目安に準じた職員配備とする。

4-3 職員参集想定

市域で震度6弱以上の地震が発生した場合、地域防災計画第3編、第1章、第3節、1「災害対策本部の設置」の規定により、災害対策本部が自動的に設置され、同第5節、1「配備態勢」に基づき第3非常配備態勢となり、全ての職員（会計年度任用職員を除く。以下同じ。）による配備態勢となる。さらに発災が勤務時間外であった場合は、同第6節により大規模地震非常体制となり、全ての職員は、あらかじめ指定された場所へ直ちに参集（自動発令）することが規定されている。

平成 29 年度 (2017 年度) には、職員がスマートフォン等を使って自身や家族の安否、参集の可否を入力できる「職員緊急連絡・安否確認システム」を導入しており、勤務時間外に大規模災害が発生したとき、職員の安否確認や参集見込みを集約できるようになった。また、各部署では毎年、非常配備態勢別職員名簿を作成して、災害時に公共交通機関が運休した場合でも職員が指定した参集手段(徒歩、自転車、バイク)で自宅から指定された場所に参集するまでの所要時間を把握している。令和 4 年(2022 年)7 月現在の非常配備態勢別職員名簿から集計した自宅から参集場所までの距離と発災後 72 時間後までの参集人員は、表-21、表-22 のとおり。

表-21【居住地から指定された参集場所までの距離(令和 4 年度非常配備態勢別職員名簿集計)】

居住地 距離※	東京都内		東京都外				計
	八王子市内	八王子市外	神奈川県	埼玉県	山梨県	その他	
～ 2 km	490人	7人					497人
～ 5 km	804人	33人	5人				842人
～ 10 km	576人	223人	37人				836人
～ 15 km	121人	188人	44人				353人
～ 20 km	13人	154人	23人	2人			192人
20 km超	1人	152人	48人	22人	24人	1人	248人
計	2,005人	757人	157人	24人	24人	1人	2,968人
割合	67.55%	25.51%				6.94%	

表-22【災对各部の職員参集人員(令和 4 年度非常配備態勢別職員名簿集計)】

災対部	職員数	～ 1 時間	～ 2 時間	～ 3 時間	～ 4 時間	～ 5 時間	～ 6 時間	～ 12 時間	～ 24 時間	～ 48 時間	～ 72 時間
安全総務部	109	74	94	105	107	108	109	109	109	109	109
戦略部	119	70	98	110	115	118	119	119	119	119	119
市民活動推進部	40	27	33	37	38	39	39	40	40	40	40
契約資産部	93	55	70	78	82	88	90	93	93	93	93
財政部	220	123	157	181	202	208	212	219	220	220	220
市民部	197	79	135	161	174	181	183	197	197	197	197
福祉部	310	152	226	263	281	293	299	309	309	310	310
医療保険・健康部	276	151	189	218	233	248	260	274	276	276	276
子ども家庭部	316	169	257	283	295	304	310	316	316	316	316
産業振興部	60	26	43	51	52	54	57	60	60	60	60
資源循環・環境部	367	146	259	316	341	348	354	366	367	367	367
水循環部	76	44	60	66	68	71	74	76	76	76	76
都市計画・拠点整備部	90	50	64	72	77	80	81	89	90	90	90
まちなみ整備部	108	63	87	93	97	99	101	108	108	108	108
道路交通部	118	71	92	101	106	111	113	118	118	118	118
会計部	17	10	15	17	17	17	17	17	17	17	17
学校教育部	317	134	221	273	288	299	306	316	317	317	317
生涯学習スポーツ部	135	81	107	122	127	131	131	135	135	135	135
参集数累計(人)	2,968	1,525	2,207	2,547	2,700	2,797	2,855	2,961	2,967	2,968	2,968
参集率(%)		51.38%	74.36%	85.82%	90.97%	94.24%	96.19%	99.76%	99.97%	100.00%	100.00%

※職員数は、R4 非常配備態勢別職員名簿掲載者数

表-22 は、令和4年度(2022年度)非常配備態勢別職員名簿をもとに全ての職員が参集可能である前提で集計したものである。しかしながら、実際の災害時には、自身や家族・自宅等の被災、産前産後休暇・療養休暇等取得中、家族の育児や介護が必要、遠方へ外出中等の理由により参集できない又は参集までに多くの時間を要する職員が一定数いることを考慮しておかなければならない。

そこで、勤務時間外に市内に震度6弱以上の地震が発生した場合を想定し、次の条件を付加して、発災から72時間経過後までの参集人員を想定した。(図-6、図-7)

【前提条件】

- ① 災害発生から参集開始までの準備、家族の安否確認、家屋の被害確認などに約30分かかると仮定し、自宅から参集場所までの所要時間に30分を加算。(全職員)
- ② 職員自身が死亡又は負傷して参集できない割合を0.56%※と設定。
※(死者186人+負傷者3,059人)/夜間人口579,355人≒0.56%(R4.5首都直下地震等による東京の被害想定から算出) <条件>多摩東部直下地震：冬・早朝・風速8m
- ③ 産前産後休暇、療養休暇など長期休暇取中で参集できない割合を12.63%と設定。(R3療養休暇、産前産後・育児休暇等取得者数375人/2,968人：令和4年(2022年)非常配備態勢名簿掲載者数2,968人)
- ④ ②+③≒13%の職員を「参集不可能者」として表-22の各時間帯の参集人数から除外。
- ⑤ 家族や自宅が被災、家族の育児や介護、交通機関の不通、遠方外出中など何らかの理由で参集することが困難な職員を「直ちに参集困難者」として、各時間帯の参集人数から除外。直ちに参集困難者の割合を20%と設定する。(東京都BCPを参考)

図-6 【参集想定の考え方】

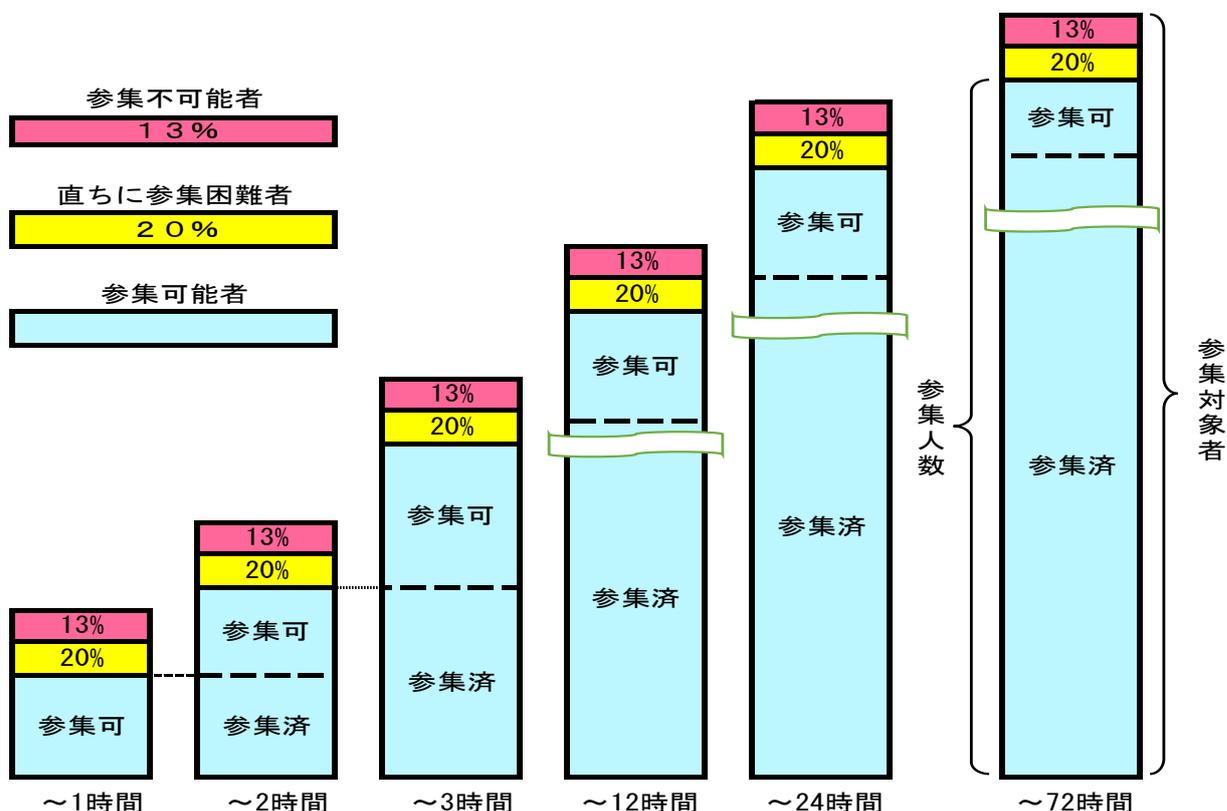
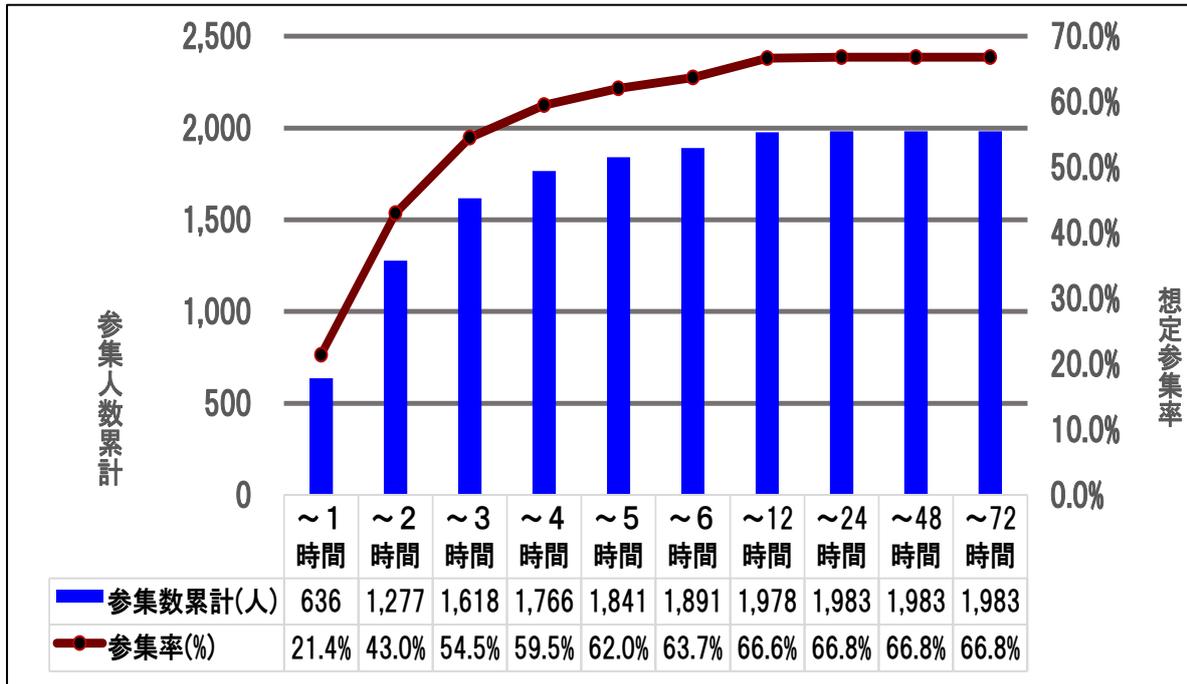


図-7 【職員参集想定】



4-4 非常時優先業務の整理

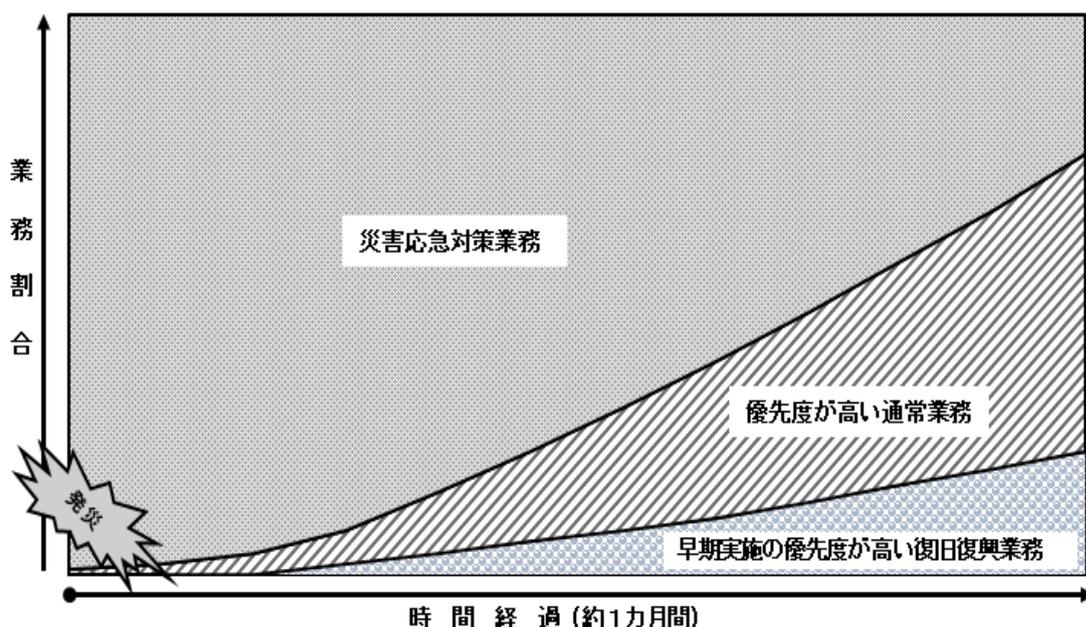
大規模災害発生時に各種資源に制約がある状況下で業務を継続するために、非常時優先業務を応急業務と業務継続の優先度が高い通常業務に分けて、その業務開始・再開時期を4-1で設定した局面ごとに整理する。なお、応急業務については、本市で想定される全ての災害に適用される地域防災計画第3編「震災応急対策計画」に掲げる分掌事務とし、応急業務と通常業務で重複する内容がある業務は、応急業務として整理する。

災対部別の非常時優先業務の選定及び開始・再開時期の整理は、次の観点に基づくこととする。

【考え方】

- ① 応急業務に関しては、地域防災計画第3編震災応急対策計画に災害対策本部の分掌事務とその活動時期が初動・応急・復旧・復興の大まかに4期に分類されているため、これを基本として業務開始時期を設定する。
- ② 業務継続の優先度が高い通常業務の選定にあたっては、市民生活への影響や法令等の適正な執行、他の業務への影響等を考慮する。発災から1か月以内に開始・再開することが必要な業務を選定する。
(例) 市民の安全・安心、地域の経済活動、市外部への影響、税金、住民流出等
- ③ 業務の選定は、その時点で実施が可能かという「可能性」の視点ではなく、住民にとってその業務が実施されることが必要かどうかという「必要性」視点から検討する。
- ④ 業務開始・再開目標時期は、「いつまでに」又は「いつ頃」その業務が一定程度実施されているか」といった観点で検討する。ただし、発災時刻や災害種別により変化するため、最も早く実施できる時期を選ぶ。

図-8 【時間経過による非常時優先業務執行割合のイメージ】



《災対部別非常時優先業務一覧》

【災対安全総務部】生活安全部・総務部・選挙管理委員会事務局・監査事務局

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
災害対策本部運営の総合調整					●				
本部員会議等の庶務					●				
防災会議委員、防災関係機関連絡調整						●			
滞留者対策						●			
避難指示、本部長命令の伝達					●				
災害救助法の適用						●			
災害関連情報の収集、総括					●				
報道機関への発表						●			
防災無線の統制活用					●				
都知事への要請、他市等との相互協力等						●			
本部職員の動員、服務					●				
職員応援の総合調整					●				
災対従事職員の給与、食事等の支援							●		
災害派遣職員の受入れ							●		
合同慰霊祭等儀式									●
災害対策の連絡調整						●			
他の部に属さないこと					●				
復興本部との連絡調整								●	

② 優先的通常業務

生活安全部防犯課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
生活安全に係る施策の企画調整						
防犯						
部の庶務						
部内他の課に属さないこと						

生活安全部防災課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
防災の計画及び調査						
震災、水防等の対策及び対応						
武力攻撃事態等における市民の保護						
市民生活に係る危機管理対策						
消防団						
自主防災組織						
常備消防の事務委託						
防災行政無線						
気象の観測及び予報の解説						

総務部総務課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
儀式、褒賞、表彰（他の部課に属するものを除く。）						
名誉市民、自治功労者						
人権擁護						
国際平和						
行政界						
私立専修学校、私立各種学校	指導・監督業務（有事の際の情報発信業務開始など）					●
事務引継						
文書類の配布、発送	郵便受付、交換業務開始				●	
文書の印刷	印刷業務開始				●	
部の庶務	取りまとめ業務開始				●	
他の部課に属しない事項	行政全般業務のほか、有事の際の寄附業務への対応					●

総務部統計調査課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
国勢調査その他の統計						
統計資料の収集、整理、保存						
統計資料の編集、発行、活用						

総務部法制課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
公印	災害に伴う発出文書等への公印審査				●	
公告式	災害に伴う公告、告示				●	
市議会の招集、議案	災害に伴う市議会の招集					●
条例、規則その他法規	災害対応に必要な条例等の制定改廃業務					●
例規類集の編集						
文書の審査	災害対応に必要な甲乙決裁の文書審査				●	
不服申立て訴訟	審査請求の受付業務				●	

総務部公文書管理課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
情報公開、個人情報保護制度の推進、総合調整	制度の相談・請求・受付				●	
公文書の管理	適正かつ円滑な執行				●	
外部監査						
内部統制	適正な業務執行					●

総務部職員課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		職員の任免、分限、懲戒、服務その 他人事（他の部課に属するものを除く。）				
職員の選考、試験						
職員の研修						

総務部労務課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		職員の勤務時間、休日、休暇	勤務時間、休日等の管理・調整			●
職員の給与の支給	例月給与の支給事務			●		
職員の福利厚生	互助会業務の再開					●
職員の公務災害補償	公務災害補償の申請業務				●	
被服の貸与	作業着の貸与			●		
非常勤職員の健康保険等	保険証の取得等申請業務				●	
職員団体	職員組合との協議				●	

総務部安全衛生管理課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		職員の健康管理				
職員の労働安全衛生						
安全管理者、衛生管理者						
職員のハラスメント						

選挙管理委員会事務局		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		選挙管理事務	選挙管理委員会での繰延投票の 意思決定		●	

監査事務局		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		監査事務				

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		21人	29人	34人	47人

【災対戦略部】 都市戦略部・未来デザイン室・デジタル推進室・総合経営部・議会事務局

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
災害広報					●				
報道機関との連絡調整						●			
被害状況の撮影・記録								●	
重要な情報システムの復旧、機能確保					●				
被災者総合相談窓口設置、運営							●		
市議会との連絡調整					●				
職員応援体制					●				
国・都への陳情								●	
見舞者・災害視察者等の応接							●		
本部長・副本部長の健康管理、その他支援業務					●				
復興方針策定、復興対策の総合調整					●				

② 優先的通常業務

都市戦略部都市戦略課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		特命事項の調査研究	特命事項の調査研究			
政策の調査、研究及び立案						
地方分権の推進						

都市戦略部秘書課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		秘書	理事者日程調整			
渉外及び交際	市長面会の受け入れ					●
市長会	市長会との連絡・調整					●
部の庶務	部の庶務					●

都市戦略部広報プロモーション課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		市政情報発信の企画調整	市政情報発信の企画調整		●	
報道機関への情報提供、連絡調整	報道機関への情報提供、連絡調整		●			
広報刊行物の発行その他広報活動	広報刊行物の発行その他広報活動			●		
シティプロモーション	シティプロモーション			●		

デジタル推進室		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
行政デジタル化	オンライン申請等（災害対応）					●
情報システムの管理運営						

未来デザイン室		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
長期ビジョンの策定	長期ビジョンの策定					●
地域づくりの推進						

総合経営部経営計画課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
基本的な構想、計画その他行財政の総合的な計画						
重要な施策の総合調整、進行管理	重要な施策の所管調整					●
庁議	政策会議等					●
市議会一般質問、請願、陳情の総合調整	議会との調整					●
総合教育会議の総合調整						
行政組織及び機構						
施策の評価						

総合経営部経営改革課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
行財政改革の総合的な企画・推進						
行財政改革に係る重要事項						
民間経営手法の活用						
事務効率に係る調査、分析、改善						
職員定数						
部の庶務						

総合経営部広聴課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
広聴活動	広聴活動の再開					●
請願・陳情の処理	請願・陳情の受付	●				
市政世論調査						
市政への要望、提案・意見の受付、連絡調整	市政への要望、提案・意見の受付	●				
市政への市民参加の推進に係る調整						

議会事務局庶務調査課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		公印の管守				
儀式、交際及び接遇						
議員の身分・資格の得失						
議員の報酬・費用弁償その他諸給与	報酬等の支払事務					●
議会に関する条例、規則等の制定改廃						
文書、物品の收受、発送						
文書の浄書						
議会の予算、決算・経理						
職員の進退、賞罰、給与、服務その他人事						
議長会						
議場その他議会各室の管理						
自動車の使用						
市政全般の調査、資料の収集、保存整理						
市議会だよりの発行						
請願書、陳情書の調査						
関係法規その他議会の先例等の調査						
議会図書室						
議会史の編さん発行						
統計						
他の課に属しない事項						

議会事務局議事課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		定例会及び臨時会	開催に向けた準備			
常任委員会、議会運営委員会、特別委員会	開催に向けた準備					●
協議会、公聴会						
請願書、陳情書の処理	受付開始				●	
議案の調整						
決議案、意見書案の作成						
会議の議決事項の処理、諸報告						
議会において行う選挙						
議員の出欠席						
会議録の調製						
その他議事						

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
	48人	24人	40人	33人	54人

【災対市民活動推進部】 市民活動推進部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
避難所の開設・運営					●				
避難指示等発令時の避難誘導					●				
避難所における被災者相談受付・対応						●			
八王子周辺の大学等への協力要請							●		
仮設住宅入所希望者受付						●			
市民活動団体(NPO等)との協力							●		
町会・自治会							●		
外国人への支援						●			
女性に関する相談							●		
滞留者対応の協力					●				
災害ボランティアセンターの運営・協力							●		
地域内輸送拠点の設置運営の協力						●			
避難所における医療救護所、応急給水施設設置等、被災者救護・支援の協力					●				
災害対策本部を移設する場合の災害対策本部設置、運営の協力					●				
所管事項に係る災害復興対策							●		

② 優先的通常業務

市民活動推進部協働推進課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
市民との協働に係る施策の総合的な企画、調整						
地域コミュニティ施策の推進（他の部課に属するものを除く。）	住民協議会への協力依頼	●				
町会、自治会との連絡、助成	支援が必要な町会へのフォロー				●	
町会、自治会の活動支援	町会、自治会への補助金業務再開					●
市民活動団体の活動支援	市民活動支援センターの運営					●
地域市民センター、地区会館、長房ふれあい館、市民活動支援センターの管理、運営	通常業務における市民センターの運営					●
親切運動						
部の庶務				●		
部内他の課に属しない事項				●		

市民活動推進部学園都市文化課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
文化行政に係る施策の企画、調整	各種文化事業の実施					●
文化芸術の振興	文化施設の利用再開					●
学園都市に係る施策の推進	学園都市センター、学園都市大学等の再開					●
市民会館、芸術文化会館、南大沢文化会館、学園都市センター、夢美術館の管理、運営	通常業務における各館の運営					●
公益財団法人八王子市学園都市文化ふれあい財団	財団運営における市との連携等					●

市民活動推進部多文化共生推進課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
多文化共生に係る施策の企画、調整						
外国人市民の支援	補助金申請受付再開					●
国際理解、国際交流に係る施策の推進						

市民活動推進部男女共同参画課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
男女共同参画に係る施策の企画、調整	プラン進行管理					●
男女共同参画に係る施策の推進	女性のための相談事業の再開					●

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		6人	39人	39人	5人

【災対契約資産部】 契約資産部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
本庁舎の被害状況把握等					●				
本庁舎本部事務室の配置、器材配備					●				
車両その他輸送手段の確保、配車計画、緊急輸送の実施						●			
危険建物、危険区域等の安全確保						●			
災害対策に係る物品の調達、工事契約								●	
災害対策に必要な用地等の総合調整									●
被災住宅の応急修理							●		
応急仮設住宅の設営							●		
市有建物の修理（他の部に属するものを除く）							●		
被災建築物応急危険度判定の協力							●		
被災建物の解体（市が実施するものに限る）							●		
応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力									●
市の燃料の調達								●	
所管事項に係る災害復興対策									●

② 優先的通常業務

契約資産部庁舎管理課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
公共料金等の経理事務の総括	公共料金の支払い					●
庁舎の建設、修繕（他の部課に属するものを除く。）	破損個所の修繕					●
庁舎の総括管理	会議室等の管理					●
本庁舎の案内、電話交換、守衛業務	業務委託の再開	●				
自動車等の総括管理、使用調整	貸出車両の調整				●	
自動車の借上げの調整	借上げ依頼の受付					●
所属自動車の運転業務	運行依頼の受付					●
自動車の事故の防止、処理その他車両	事故報告の処理					●
部の庶務						●
部内他の課に属しない事項						●

契約資産部資産管理課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		財産管理に係る調査、研究、総合調整	市有地の被災確認調査業務			
市有財産の取得、管理、処分（貸借に係るものを含み、他の部課に属するものを除く。）	施設の被災確認集計業務					●
土地の取得に係る総合調整						
不動産評価審査会						
公有財産台帳の整備保管						
土地信託事業						
公共施設の効果的・効率的な運営に係る総合調整						
施設情報の調査、分析						

契約資産部建築課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		市有建物の建設計画、維持管理の調整	応急業務と重複、市有施設の建設計画に関すること			
市有建物の営繕の設計、工事の施行監督	災害対応以外の市有施設の営繕の工事の施工監督に関すること。		●			

契約資産部契約課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		競争入札参加資格の審査	緊急性を要しない契約に関すること			
一般、指名競争入札業者選定委員会	緊急性を要しない契約に関すること					●
工事、物品等の契約	緊急性を要しない契約に関すること					●
業務に必要な物件等の需給調整	緊急性を要しない契約に関すること					●

契約資産部検査課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		工事、物品等の契約に係る検査	工事、物品等の契約に係る検査			

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		30人	62人	84人	95人

【災対財政部】 財政部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
災害対策に関する財政計画、予算決算認定資料								●	
災害救助法適用に係る帳票調整						●			
被害状況の調査、家屋の被害認定調査の実施					●				
災害関連情報の整理、提供					●				
被害等に関する調査の総合調整					●				
罹災証明書等の発行					●				
租税の減免等									
要搜索者名簿の作成協力					●				
所管事項に係る災害復興対策									

② 優先的通常業務

財政部財政課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
財政の計画、調査						
予算の調製、配当、執行管理						
決算認定資料						
市債（母子・父子福祉資金特別会計、下水道事業会計に係るものを除く。）、一時借入金	市債借入申請					●
地方交付税、地方特例交付金	交付税算定資料作成・提出					●
競輪、競艇						
財政事情の公表						
受益者負担						

財政部税制課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
税制	税制改正・広報（申告延長・徴収猶予等について）				●	
市税（他の部課に属するものを除く。）の課税	たばこ税の申告受付・課税					●
地方譲与税						
地方消費税交付金等（他の部課に属するものを除く。）						
部の庶務						
部内他の課に属しない事項	税に関すること全般				●	

財政部住民税課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		個人市都民税、法人市民税、軽自動車税、事業所税の課税	個人市民税、法人市民税、軽自動車税、事業所税の課税業務の再開			
市税の税務証明、公簿の閲覧	市税の証明書発行、公簿の閲覧業務の再開				●	

財政部資産税課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		土地、家屋、償却資産の調査、評価	当初課税、納通発付事務課内庶務事務			
固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の課税						
国有資産等所在市町村交付金	交付金請求事務（3月末のみ）				●	

財政部収納課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		市税の収納、納付督促に	金融機関等の収納ライン復旧次第			
市税の滞納整理、滞納処分						
市税等の徴収の嘱託、受託						

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		59人	61人	61人	202人

【災対市民部】市民部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
事務所本部の設置、運営						●			
要搜索者名簿の作成						●			
滞留者対策					●				
事務所の修理							●		
被災者相談、要望等の受付							●		
仮設住宅入居希望者の受付									●
遺体収容所の設置、運営						●			
災害死亡者に係る情報の収集						●			
遺体の火葬、埋葬								●	
被害状況の調査、その他災害情報の収集協力					●				
所管事項に係る災害復旧対策								●	

② 優先的通常業務

市民部市民生活課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
自衛官の募集						
事務所（斎場事務所を除く。）との総合連絡調整、事務所運営の総括等						
霊園の管理	申請・届出受付					●
改葬等	申請受付					●
市民法律相談、交通事故相談等	法律相談の開始					●
交通災害共済、交通災害に係る相談	加入及びお見舞金の請求受付					●
死亡後の各種手続						
部の庶務						
部内他の課に属しない事項						

市民部消費生活センター		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
消費者保護	消費生活相談の受付再開				●	
消費生活に係る情報の収集、調査、提供	消費生活に係る情報の収集、調査、提供の再開			●		

市民部市民課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
住民基本台帳事務、当該事務の総括	住民基本台帳事務の統括			●		
中長期在留者、特別永住者の住居地届出等の総括	住民基本台帳事務（外国人）の統括			●		
印鑑登録事務	印鑑登録事務統括			●		
住居表示、町区域	住居番号の付定					●
戸籍事務、当該事務の総括	戸籍届出等受付体制の確立	●				
死産の届出	戸籍・死産の届出受付	●				
埋葬、火葬の許可	埋葬、火葬の許可証交付	●				
斎場施設の火葬室、火葬に係る待合室の使用承認	使用承認書の交付	●				
人口動態調査	調査票作成、送付					●
相続税法第58条の規定に基づく通知	通知の作成、税務署への送付					●
成年被後見人、被保佐人、破産者、犯罪者の名簿の記録整備等	名簿の作成、選管等各種通知の発送					●
住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票等に係る証明等の交付	住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票等に係る証明等の交付開始			●		
国民健康保険、国民年金、介護保険に係る届出、証書の交付（住民異動に係るものに限る。）	国民健康保険、国民年金、介護保険に係る届出受付の開始、証書の交付の開始（住民異動に係るものに限る。）			●		
母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付受付			●		
自動車臨時運行許可	許可証等の発行				●	

市民部八王子駅南口総合事務所		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
住民記録に係る届出	住民記録に係る届出受理			●		
中長期在留者、特別永住者の住居地届出等	中長期在留者、特別永住者の住居地届出等受理			●		
印鑑登録の申請	印鑑登録の申請受理			●		
住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票等に係る証明等の交付	住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票等に係る証明等の交付開始			●		
税務に係る次に掲げる証明書の交付 ア 市都民税の課税、非課税証明書 イ 土地、家屋課税台帳（補充課税台帳に係るものを含む。）の登録事項証明書 ウ 市都民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の納税証明書	税務に係る証明書の交付開始			●		
国民健康保険、国民年金、介護保険に係る届出、証書の交付	国民健康保険、国民年金、介護保険に係る届出、証書の交付開始（住民異動に係るものに限る。）			●		
後期高齢者医療の申請、届出の受付並びに被保険者証の引渡し	後期高齢者医療の申請受理、届出の受付並びに被保険者証の引渡し開始			●		
母子健康手帳、健康増進法に基づく健康手帳の交付	母子健康手帳・健康手帳の交付受付				●	
犬の鑑札、注射済票の交付	犬の鑑札、注射済票の交付開始					●
自動車臨時運行許可証の交付	自動車臨時運行許可証の交付開始					●
戸籍に係る窓口業務との連携・調整	戸籍に係る窓口業務との連携・調整の開始	●				
戸籍事務	戸籍の届出受付	●				
死産の届出	死産の届出受付	●				
埋葬、火葬の許可	埋葬、火葬の許可証交付	●				
斎場施設の火葬室、火葬に係る待合室の使用承認	使用承認書の交付	●				
人口動態調査	調査票作成、送付					●
相続税法第58条の規定に基づく通知	通知の作成、税務署への送付					●
市税等の公金の収納	市税等の公金の収納業務開始					●
福祉に関する申請の受付等	福祉に関する申請の受付開始				●	
児童手当等の申請等、認可保育所の入所受付等	児童手当等の申請等、認可保育所の入所受付開始				●	
総合事務所で行われる行政サービスで市長が必要と認めた事務	総合事務所で行われる行政サービスで市長が必要と認めた事務受付					●

市民部浅川・由木・元八王子・北野地域事務所		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
住民記録に係る届出	住民記録に係る届出受理			●		
中長期在留者、特別永住者の住居地届出等	中長期在留者、特別永住者の住居地届出等受理			●		
印鑑登録の申請	印鑑登録の申請受理			●		
住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票等に係る証明等の交付	住民基本台帳、印鑑登録、戸籍、戸籍の附票等に係る証明等の交付開始			●		
税務に係る次に掲げる証明書の交付 ア 市都民税の課税、非課税証明書 イ 土地、家屋課税台帳（補充課税台帳に係るものを含む。）の登録事項証明書 ウ 市都民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の納税証明書	税務に係る証明書の交付開始			●		
国民健康保険、国民年金、介護保険に係る届出、証書の交付（住民異動に係るものに限る。）	国民健康保険、国民年金、介護保険に係る届出、証書の交付開始（住民異動に係るものに限る。）			●		
後期高齢者医療の申請、届出の受付並びに被保険者証の引渡し	後期高齢者医療の申請受理、届出の受付並びに被保険者証の引渡し開始			●		
犬の鑑札、注射済票の交付	犬の鑑札、注射済票の交付開始					●
市民集会所（事務所に併設するものをいう。）の管理	市民集会所（事務所に併設するものをいう。）の貸出開始					●
自動車臨時運行許可証の交付	自動車臨時運行許可証の交付開始					●
戸籍に係る窓口業務との連携・調整	戸籍届出受付	●				
戸籍、死産の届出	戸籍、死産の届出受付	●				
埋葬、火葬の許可	埋葬、火葬の許可証交付	●				
斎場施設の火葬室、火葬に係る待合室の使用承認	使用承認の交付	●				
市税等の公金の収納	市税等の公金の収納業務開始					●
福祉に関する申請の受付等	福祉に関する申請の受付開始				●	
児童手当等の申請等、認可保育所の入所受付等	児童手当等の申請等、認可保育所の入所受付開始				●	
母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付受付				●	
地域行政サービスその他の市長が必要と認めた事務	地域行政サービスその他の市長が必要と認めた事務受付					●

市民部斎場事務所		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
斎場の管理、運営	通常火葬		●			
斎場施設の火葬室、火葬に係る待合室の使用承認	火葬室等使用承認	●				

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		32人	33人	112人	138人

【災対福祉部】福祉部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
救援救護対策の総合調整、計画					●				
災害ボランティアセンターの開設、運営							●		
日本赤十字社との連絡調整（医療に関するものを除く）							●		
援助物資の確保・調達の協力、配布					●				
義援金の受領、配分の計画									●
災害弔慰金の支給、災害援護資金等の貸付の計画									●
高齢者、障害者等要配慮者の救助救援、介護					●				
高齢者、障害者等要配慮者用福祉避難所の確保、運営					●				
被災者生活再建支援金の支給									●
要搜索者名簿の作成協力							●		
遺体の火葬、埋葬の協力								●	
所管事項に係る災害復興対策									●

② 優先的通常業務

福祉部福祉政策課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
福祉に係る施策の総合的な企画、調整	地域福祉計画の策定					●
福祉のまちづくりに係る施策の推進（他の部課に属するものを除く。）	届出受付開始					●
民生委員、児童委員、社会福祉委員（社会福祉審議会民生委員審査専門分科会に関するものを含む。）	民生委員、児童委員活動の支援					●
戦没者等並びに戦傷病者、戦没者遺族の援護	申請受付開始					●
中国残留邦人等に対する支援	対象者の支援				●	
災害り災者の救護	り災者救護事務					●
日本赤十字社	日本赤十字社に関する事務					●
社会福祉協議会						
慰霊塔の管理						
社会福祉審議会（他の部課に属するものを除く。）						
部の庶務	庶務事務の開始					●
部内他の課に属しない事項	庶務事務の開始					●

福祉部指導監査課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
社会福祉法人の設立、定款の変更等の認可等	社会福祉法人の設立認可 定款変更 社会福祉充実計画の承認等					●
社会福祉法人の指導監査等						
福祉サービス事業者の指導監査等 (他の部課に属するもの、運営指導を除く。)						

福祉部高齢者いきいき課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
高齢者に係る施策の企画、調整						
社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会						
高齢者の生活支援、社会参加支援						
高齢者に係る介護予防						
介護保険施設等の整備	受付開始					●
老人福祉施設の認可、届出又は許可	受付開始					●
介護保険サービス事業者の指定又は許可	受付開始					●
高齢者在宅サービスセンター、シルバーピア、老人憩の家の管理、運営	安否確認・居住者支援の継続 (シルバーピア)	●				

福祉部高齢者福祉課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
地域包括支援センター	運営業務のうち救助救援に関わらないもの					●
高齢者の相談	相談受付開始				●	
高齢者の生活支援事業	申請受付開始					●
高齢者に係る認知症対応	当事者・支援者への支援開始					●
介護保険の申請の受付、障害者控除認定	申請受付開始					●
高齢者の虐待防止	虐待対応のうち早期対応が必要であるもの	●				

福祉部介護保険課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
介護保険被保険者資格（他の部課に属するものを除く。）	申請受付開始				●	
介護保険給付、給付の適正化	サービス利用再開				●	
介護保険の要介護認定、要支援認定	申請受付開始				●	
介護認定審査会	申請受付開始				●	
介護保険料の賦課、徴収、納付督促	納期到来・督促、減免申請					●
介護支援専門員の資質向上						

福祉部障害者福祉課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
障害者福祉施策の企画、調整						●
障害者（児）に係る手当等	窓口業務				●	
障害者（児）の援護	被災により養護者が不存在となった障害児者の援護調整	●				
身体障害者手帳の交付等	窓口業務				●	
指定医、指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療に限る。）の指定等						
身体障害者相談員、知的障害者相談員	相談業務					●
身体障害者生活訓練等事業等、身体障害者社会参加支援施設						
身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の申出の受理等	身体障害者補助犬等の同伴又は使用に関する苦情、相談等受理				●	
障害者の差別、虐待の防止	虐待対応のうち早期対応が必要であるもの	●				
障害福祉サービス事業者等の指定等	受付開始					●
心身障害者福祉センター、障害者療育センターの管理、運営	重症心身障害者通所事業					●
社会福祉審議会障害者福祉専門分科会						

福祉部生活自立支援課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
生活保護法による保護	生活保護の相談、支給				●	
生活困窮者自立支援法による相談・支援	生活困窮者の相談、支援				●	

福祉部生活福祉総務課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
生活保護法による施策の総合的な企画、調整	生活保護法による施策の総合的な企画、調整					●
生活保護法に基づく社会福祉法人等による保護施設の設置、変更、廃止、休止の許可等	保護施設の設置、変更、廃止、休止の許可等					●
生活保護法に基づく日常生活支援住居施設の認定、認定の取消し、委託事務費の設定等	日常生活支援住居施設の認定、認定の取消し、委託事務費の設定等					●
生活保護法に基づく指定医療機関、指定介護機関、助産機関等の指定、指定の取消し等	指定医療機関、指定介護機関、助産機関等の指定、指定の取消し等					●
生活保護法に基づく指定医療機関、助産機関等の指導、検査	指定医療機関、助産機関等の指導、検査					●
社会福祉法第2条第3項第8号、第9号、第10号に掲げる事業の届出	社会福祉法人の届出					●
生活保護法による保護	生活保護の相談、支給				●	
生活保護世帯等に係る法外援護	生活保護法外援護の相談、支給				●	
行旅病人、行旅死亡人	身寄りの無い遺体の葬祭受付				●	

福祉部生活福祉地区第一課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
生活保護法による保護	生活保護の相談、支給				●	
生活保護世帯等に係る法外援護	生活保護法外援護の相談、支給				●	
行旅病人、行旅死亡人						
住所不定者の保護	生活保護の相談、支給				●	

福祉部生活福祉第二課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
生活保護法による保護	生活保護の相談、支給				●	
生活保護世帯等に係る法外援護	生活保護法外援護の相談、支給				●	
行旅病人、行旅死亡人						
住所不定者の保護	生活保護の相談、支給				●	

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		208人	100人	37人	150人

【災対健康医療部】健康医療部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
医療救護対策					●				
医療に係る救護所の設置、運営					●				
医薬品、衛生材料、資器材の調達					●				
滞留者の対応の協力					●				
保健対策の総合調整、計画							●		
防疫対策						●			
災害時の動物対策								●	
所管施設の災害予防、復旧									●
災害対策本部を移設する場合の災害対策本部設置、運営の協力									
所管事項に係る災害復興対策									●

② 優先的通常業務

健康医療部健康医療政策課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
大学病院との連絡調整	大学病院に対する補助金の交付に関すること。					
小児・障害メディカルセンターの管理	小児・障害メディカルセンターの管理に関すること。					●
救急医療	夜間救急診療所、休日診療・歯科に関すること。					●
健康危機管理	健康危機管理（保健所以外）に関すること。	●				
予防接種（新型コロナウイルス予防接種）	新型コロナウイルス予防接種に関すること。					●
部の庶務						
部内他の課に属しない事項						

健康医療部成人健診課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
医療と連携した成人保健事業の推進						
がん検診等	各種がん検診等の実施					●
国民健康保険の特定健康診査、特定保健指導	国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施					●
後期高齢者の健康診査、無保険者の健康診査等	後期高齢者の健康診査、無保険者の健康診査等の実施					●

健康医療部保険年金課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
国民健康保険事業の計画、運営の総合的な調整	東京都国保連との連絡調整					●
国民健康保険運営協議会						
国民健康保険被保険者資格	被災した被保険者からの問い合わせ対応等				●	
国民健康保険税の課税						
国民健康保険の給付	申請受付開始					●
国民健康保険の保健事業（他の部課に属するものを除く。）						
後期高齢者医療制度に係る届出、申請の受付	被保険者からの問い合わせ対応				●	
後期高齢者医療制度保険料の徴収、納付督促						
後期高齢者医療広域連合との連絡調整	被保険者対応についての連絡調整					●
国民年金に係る届出、申請の受付	国民年金加入届出、保険料免除申請の受付開始					●
日本年金機構との連絡調整	日本年金機構への帳票類の進達開始					●

健康医療部大横保健福祉センター		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
地域の母子保健、成人保健事業の実施	妊産婦健康診査・訪問指導					●
地域の高齢者福祉事業の実施	介護予防活動支援・普及啓発事業					●
大横保健福祉センターの管理、運営	施設の貸出、講座・教室等の実施					●

健康医療部東浅川保健福祉センター		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
地域の母子保健、成人保健事業の実施	妊産婦健康診査・訪問指導					●
地域の高齢者福祉事業の実施	介護予防活動支援・普及啓発事業					●
東浅川保健福祉センターの管理、運営	施設の貸出、講座・教室等の実施					●

健康医療部南大沢保健福祉センター		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		地域の母子保健、成人保健事業の実施	妊産婦健康診査・訪問指導			
地域の高齢者福祉事業の実施	介護予防活動支援・普及啓発事業					●
南大沢保健福祉センターの管理、運営	施設の貸出、講座・教室等の実施					●

健康医療部看護専門学校総務課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		看護師の養成	授業の再開			
看護専門学校の管理、運営	学校施設の復旧及び安全確保					●

健康医療部保健総務課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		地域保健の企画、調整				
保健衛生の統計、調査						
保健所の管理、運営						
健康づくりの推進						
食育の推進						
医療安全支援センターの運営						
予防接種						
保健師活動の推進（他の部課に属するものを除く。）	保健対策体制の構築		●			
健康危機管理（保健所）						

健康医療部生活衛生課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		環境衛生	水の安全対策、公衆浴場等の確保	●		
食品衛生	食中毒発生予防対策	●				
食品表示法	事業者相談指導					●
特定給食施設等	給食施設からの相談					●
医事、薬事	申請の受付、監視指導				●	
狂犬病予防（他の部課に属するものを除く。）	狂犬病発生時の措置に関する事	●				
動物の愛護、管理	負傷動物の収容及び飼い主不明の犬や猫の引き取り及びペット同行避難者の相談に関する事				●	
犬の鑑札、注射済票の交付（他の部課に属するものを除く。）						●

健康医療部保健対策課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		感染症その他の疾病の予防	感染症発生時対応業務			●
難病対策						
精神保健、精神障害者福祉（他の部課に属するものを除く。）	精神保健相談業務・避難所巡回相談業務			●		
母子保健の推進（他の部課に属するものを除く。）	申請受付開始					●
保健事業の医療費助成	申請受付開始					●

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
	24人	18人	24人	46人	160人

【災対子ども家庭部】 子ども家庭部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
園児等の救護救援、保護、安否確認等					●				
応急保育の実施						●			
乳幼児、児童に係る相談							●		
避難所の運営の協力						●			
滞留者の対応の協力						●			
応急教育の協力							●		
応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力								●	
所管事項に係る災害復興対策								●	

② 優先的通常業務

子ども家庭部子どものしあわせ課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
子ども・子育て支援に係る施策の総合的な企画、調整						
社会福祉審議会児童福祉専門分科会部の庶務	国・都からのメール対応等		●			
部内他の課に属しない事項	部内の事業調整等	●				

子ども家庭部子どもの教育・保育推進課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
公立保育園の運営、施設の維持管理	通常保育（～1週間）、一時保育（～1か月）				●	
幼児教育・保育センターの運営						
保育施設等の整備						
保育士養成施設						

子ども家庭部保育幼稚園課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
認可保育所、幼稚園、認定こども園	通常教育・保育				●	
認証保育所、家庭的保育事業等	通常保育				●	
幼稚園児等の保護者に対する負担軽減	施設等利用費及び園児保護者負担軽減給付支出手続き					●
認可外保育施設	通常保育、認可外保育施設等利用者支援給付支出手続き					●

子ども家庭部子育て支援課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		児童手当、児童扶養手当、児童育成手当	申請受付開始			●
乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成、ひとり親家庭医療費助成	申請受付開始			●		
ひとり親家庭の自立支援、相談	相談予約受付開始			●		
母子・父子福祉資金	相談予約受付開始			●		
母子生活支援施設	施設設置認可、指導監督			●		

子ども家庭部青少年若者課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		児童、青少年の健全育成の推進				
青少年問題協議会						
青少年団体の育成						
青少年育成指導員、青少年対策地区委員会						
児童館の運営、施設の維持管理	館内利用者の受け入れ				●	
若者総合相談センターの運営	若者又はその家族等に係る相談に関する事				●	

子ども家庭部子ども家庭支援センター		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		子ども家庭支援センターの管理、運営	各施設の管理、相談受付体制の準備			●
子ども家庭の総合相談、支援	相談受付・対応開始			●		
要保護児童対策地域協議会	相談内容に応じた、情報連携			●		

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		271人	282人	292人	305人

【災対産業振興部】 産業振興部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
食品その他救援物資の確保、調達、配布						●			
農林業・商工業の災害応急対策						●			
観光客等対策					●				
避難所の開設、運営						●			
避難指示等発令時の避難誘導						●			
避難所における被災者相談の受付、対応						●			
地域内輸送拠点の設置、運営						●			
産業に係る復興対策									●
中小企業の復興支援									●
被災者等の雇用対策									●

② 優先的通常業務

産業振興部産業振興推進課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
産業に係る施策の総合的な企画、調整	市内中小企業者の事業相談受付					●
産業交流、新たな産業の創出	各種支援制度等の相談・申請受付再開					●
企業の誘致	各種支援制度等の相談・申請受付再開					●
工業に係る施策の推進	各種支援制度等の相談・申請受付再開					●
商業に係る施策の推進	商店街および中心市街地に係る施策の推進に関する相談受付					●
企業の経営改善の指導、相談	各種支援制度等の相談・申請受付再開					●
中小企業に対する各種資金の助成	事業資金融資あっ旋制度等に関する相談・申請受付					●
雇用、就労の支援	国及び東京都と連携した雇用、就労の確保に関すること					●
勤労者の福利厚生	関係機関と連携した、勤労者の福利厚生に関する情報提供					●
部の庶務						●
部内他の課に属しない事項						●

産業振興部観光課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		観光に係る施策の企画、調整				
観光に係る施策の推進						
観光資源の情報の収集、発信						
観光施設の管理、運営	高尾599ミュージアム・タヤけ小やけふれあいの里・高尾山麓駐車場の支出事務					●
公益社団法人八王子観光コンベンション協会	各種支出事務（人件費・運営費・賃料等）					●
MICE推進事業						

産業振興部農林課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		農林水産業に係る施策の企画、調整	農林業の災害応急対策以外の農林水産業振興の総合的な企画調整			
農林水産業に係る施策の推進	農林業の災害応急対策以外の施策推進					●
農林水産業の経営改善、生産対策	各種補助事業の相談・受付					●
農地の保全	保全に向けた状況の確認					●
土地改良、林道整備その他農林業土木	林道整備等の再開					●
市有林、市行造林	市有林・市行造林の整備の再開					●
農村環境改善センター、道の駅八王子滝山の管理、運営	施設の営業再開					●

産業振興部獣害対策課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		野生獣による被害の対策	野生獣の捕獲・追い払い			

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
	8人	5人	2人	5人	34人

【災対資源循環・環境部】 資源循環部・環境部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
災害時の環境保全、環境回復								●	
生活ごみ・災害廃棄物の収集、処理					●				
被災地の消毒等防疫対策								●	
遺族等による搬送が困難な遺体の搬送、調整							●		
倒壊建物生き埋め等被災者の救出					●				
重症被災者等の搬送					●				
応急給水の実施の協力							●		
地域内輸送拠点の設置、運営の協力						●			
遺体の収容、埋葬の協力							●		
所管事項に係る災害復興対策								●	

② 優先的通常業務

資源循環部ごみ減量対策課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
廃棄物、資源循環に係る施策の総合的な企画、調整						
ごみ減量、資源循環の推進等	減免指定収集袋の交付				●	
部の庶務						
部内他の課に属しない事項						

資源循環部廃棄物対策課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業の許可	審査事務の実施（申請から60日以内に審査実施）					●
廃棄物処理施設の設置の許可	審査事務の実施（申請から60日以内に審査実施）					●
使用済自動車の再資源化等の登録、許可	審査事務の実施（申請から30日以内に審査実施）					●
産業廃棄物の適正処理に係る指導、監視	適正処理に関する指導、監視					●
建設リサイクル法（他の部課に属するものを除く。）	適正処理に関する指導、監視					●

資源循環部清掃施設整備課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
清掃施設の整備						
清掃施設の管理、運営に係る連絡調整	・清掃施設間の搬入調整業務 ・組合及び外部清掃施設との調整業務	●				

資源循環部ごみ総合相談センター		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		ごみに関する総合的な相談、指導	ごみの相談業務			●
ごみの収集、運搬、リサイクル（部内他の課に属するものを除く。）	可燃ごみ収集、運搬				●	
粗大ごみの計量、処理手数料の徴収	粗大ごみの収集予約					●
清掃事業所、清掃施設との連絡調整（部内他の課に属するものを除く。）	全事業に係る連絡調整					●

資源循環部戸吹清掃事業所		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		ごみ等の計量、処理手数料の徴収	動物死体処理手数料の徴収			
ごみ等の収集、運搬その他清掃	生活ごみの収集、運搬				●	
排水路、側溝の清掃（しゅんせつを除く。）	排水路及び側溝の清掃					●
所属自動車の管理、整備	収集車の運行管理		●			
所属自動車の事故の防止、処理	収集車の事故防止、処理				●	

資源循環部戸吹清掃事業所（南大沢）		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		ごみ等の計量、処理手数料の徴収	動物死体処理手数料の徴収			
ごみ等の収集、運搬その他清掃	生活ごみの収集、運搬				●	
排水路、側溝の清掃（しゅんせつを除く。）	排水路及び側溝の清掃					●
所属自動車の管理、整備	収集車の運行管理		●			
所属自動車の事故の防止、処理	収集車の事故防止、処理				●	

資源循環部館清掃事業所		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		ごみ等の計量、処理手数料の徴収	動物死体処理手数料の徴収			
ごみ等の収集、運搬その他清掃	生活ごみの収集、運搬				●	
排水路、側溝の清掃（しゅんせつを除く。）	排水路及び側溝の清掃					●
所属自動車の管理、整備	収集車の運行管理		●			
所属自動車の事故の防止、処理	収集車の事故防止、処理				●	

資源循環部戸吹クリーンセンター		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
ごみ等の処分	可燃ごみの受入れ焼却、灰の搬出				●	
不燃ごみ等の処理	不燃ごみの受入れ、選別処理				●	
容器包装プラスチック等の処理	プラスチック及びペットボトルの受入れ選別処理				●	
ごみ処理施設、ごみ最終処分施設並びに用地の維持管理	焼却炉、タービン発電機、排ガス排水処理設備等の維持管理					●
ごみ等の計量、処理手数料の徴収	ごみ等の計量、処理手数料の徴収				●	
選別された資源物の処分	選別した資源物を契約業者に搬出				●	
環境教育、環境学習、環境情報（他の部課に属するものを除く。）						
一般廃棄物管理票	ごみの受入れ計量後、管理票を保管					●
所属自動車の管理、整備	ごみの移動等に塵芥車、フォークリフト等を使用					●

資源循環部北野清掃工場		※北野清掃工場は令和4年9月末をもって停止				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
ごみ等の処分	可燃ごみの受入れ焼却、灰の搬出				●	
ごみ処理施設の維持管理	焼却炉、排ガス設備等の稼働					●
ごみ等の計量、処理手数料の徴収	ごみ等の計量、処理手数料の徴収				●	
北野余熱利用センターの管理、運営						
環境教育、環境学習、環境情報（他の部課に属するものを除く。）						

環境部環境政策課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
環境に係る施策の総合的な企画、調整						
環境審議会						
環境保全に係る施策の推進						
環境教育、環境学習、環境情報部の庶務						
部内他の課に属しない事項						

環境部環境保全課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		環境保全に係る認可、届出等の受理	各種手続きの受理再開			
環境保全に係る規制、指導、監視	各種苦情の受付再開					●
緑化施策の推進等	緑化条例に基づく手続き開始					●
自然環境の保全						

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		191人	235人	243人	312人

【災対水循環部】水循環部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
応急給水					●				
災害時のトイレ対策					●				
土砂災害危険箇所等の警戒の協力						●			
災害派遣受け入れ用地確保の協力						●			
所管事項に係る災害復興対策								●	

② 優先的通常業務

水循環部水環境整備課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		水循環に係る施策の総合的な企画、調整	水循環に係る施策（特に治水対策）の調整			
水辺、湧水その他の水環境の保全	湧水地等の管理再開					●
水路等の工事	単価契約発注、水路改修工事の再開、監督業務				●	
水路の管理、占用並びに水路用地の取得等	水路占用等申請許可業務再開				●	
部の庶務					●	
部内他の課に属しない事項						●

水循環部下水道課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		下水道使用料及び受益者負担金に関すること	下水道使用料、受益者負担金申請書受付再開			●
下水道事業における企業会計の経理に関すること	下水道事業の予算、決算、企業債に関する事務			●		

水循環部水再生施設課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		下水処理施設	維持管理			●
し尿処理施設	し尿受入れ、維持管理			●		
し尿、雑排水、浄化槽	し尿収集、維持管理			●		
公共下水道への接続の促進						
所属自動車の管理、整備						

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		42人	28人	20人	7人

【災対都市計画・拠点整備部】 都市計画部・拠点整備部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
交通情報の収集、交通輸送計画の立案					●				
臨時ヘリボードの開設					●				
被災者総合相談窓口の設置、運営							●		
災害時の交通規制の実施の協力					●				
倒壊建物生理め等被災者の救出の協力					●				
重症被災者等の搬送の協力					●				
都市復興基本方針等の策定						●			
復興都市計画等の策定							●		
復興対象地区の設定							●		
市街地復興に係る時限的市街地の形成									●
その他都市復興対策の実施									●

② 優先的通常業務

都市計画部都市総務課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		都市計画審議会	審議会準備・運営・調整等			
市街地整備の企画、調整	会議運営等					●
部の庶務	部全体の庶務に係るもの					●
部内他の課に属しない事項	窓口業務				●	

都市計画部土地利用計画課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		総合的な都市計画に係る基本方針の策定、進行管理	基礎情報調査、方針策定、進行管理に係る庁内調整			
総合的な土地利用計画	庁内外調整等					●

都市計画部都市計画課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		用途地域、地区計画（他の部課に属するものを除く。）	窓口業務			●
都市環境、都市防災に係る基本方針						
一般財団法人八王子市まちづくり公社	公社への指導・調整					●

都市計画部交通企画課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
総合的な交通施策の計画策定						
道路交通網の整備に係る施策の企画、調整						
公共交通施策の企画、調整						
都市交通の円滑化に関する施策の進行管理						
上記施策に係る国、東京都、関係機関との連絡調整	国、東京都、関係機関との連絡調整					●

拠点整備部市街地活性化課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
中心市街地の活性化に係る施策の企画、調整						
中心市街地の活性化に係る事業の推進						

拠点整備部市街地整備課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
中心市街地の地区開発に係る事業の企画、調整						
中心市街地の地区開発に係る事業の推進						

拠点整備部都市整備課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
都市形成、都市活動の向上に資する拠点整備に係る事業の企画、調整						
都市形成、都市活動の向上に資する拠点整備に係る事業の推進						

拠点整備部区画整理課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
土地区画整理事業の計画、調整等						
市施行の土地区画整理事業施行						
個人施行者、土地区画整理組合等の育成、指導						
部の庶務						
部内他の課に属しない事項						

拠点整備部集いの拠点整備課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		集いの拠点施設の整備				
集いの拠点施設の管理、運営の検討						

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
	21人	12人	27人	25人	32人

【災対まちなみ整備部】 まちなみ整備部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
土砂災害危険箇所、危険建物等の情報収集、警戒					●				
危険建物、危険区域等の安全確保					●				
被災建築物応急危険度判定						●			
被災宅地の応急危険度判定							●		
市営住宅					●				
被災者への住宅供給								●	
応急仮設住宅等の災害対策用地確保、調整							●		
倒壊建物生理め等被災者の救出の協力					●				
重症被災者等の搬送の協力					●				
市街地復興に係る時限的市街地の建設、調整									
建築制限の実施									
被災者の住宅復興に係る相談									●
復興都市計画等の策定の協力									●
復興対象地区の設定の協力									●

② 優先的通常業務

まちなみ整備部住宅政策課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
住宅行政に係る施策の企画、調整						
住環境の整備に係る事業の計画、調整						
市営住宅						
住宅相談						
部の庶務						
部内他の課に属しない事項						

まちなみ整備部まちなみ景観課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
都市景観の形成						●
地区まちづくりの推進						
屋外広告物の許可					●	

まちなみ整備部公園課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
公園、児童遊園、緑地等の計画						●
公園、児童遊園、緑地等の用地の確保						●
公園、児童遊園、緑地等の維持管理	指定管理者との連絡調整			●		
公園、児童遊園、緑地等に係る工事の設計、施行監督	施行（予定）の工事の設計、施工監理				●	

まちなみ整備部開発指導課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
宅地開発等に係る相談、指導					●	
宅地開発等に係る事前協議					●	
開発行為等に係る公共施設管理者の同意等					●	
土砂等の適正処理に係る指導、監視		●				
土砂等による埋立て等に係る事前協議						
土砂等による埋立て等に係る許可、立入検査等		●				
中心市街地の宅地開発等に係る事前協議						

まちなみ整備部開発審査課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
開発行為等に係る相談					●	
開発行為等の許可					●	
開発行為等の違反防止	情報収集・整理	●				
開発登録簿の管理					●	
八王子市開発審査会					●	

まちなみ整備部建築指導課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		建築指導行政に係る施策の企画、調整	企画、調整の開始			
建築審査会	開催準備開始					●
優良宅地、優良住宅、良質住宅の認定	相談・申請受付開始				●	
許可等に係る建築統計	統計調査開始					●
建築の許可等	許可等に関する相談開始				●	
道路、壁面線等の指定	指定に関する相談開始				●	
地区計画区域内の建築物等に係る届出等	届出受付開始				●	
中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整	届出受付開始				●	
建築協定	認可に関する相談開始					●
違反建築物の調査、措置	保安上、衛生上有害となる恐れが生じる建築物に対する助言、指導、勧告等				●	
建設リサイクル法（他の部課に属するものを除く。）	解体等に伴う届出・通知受理業務、相談対応			●		

まちなみ整備部建築審査課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		建築確認	建築確認審査業務開始			
建築確認申請書等の受付、交付	受付、交付業務開始				●	
建築物、工作物、昇降機の検査等	検査業務開始				●	
建築統計	※国、東京都の動向次第					●
建築の相談	相談業務開始				●	
建築の指導、助言等	指導、助言開始				●	
民間確認検査機関からの報告等	報告内容審査業務開始				●	
特殊建築物、防火設備、建築設備、昇降機の定期報告	報告内容審査業務開始				●	
建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定等	認定審査業務開始				●	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出	届出審査業務開始				●	

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		34人	39人	45人	64人

【災対道路交通部】 道路交通部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
道路、堤防、橋りょう等の被害状況把握					●				
危険建物、危険区域等の安全確保					●				
緊急輸送道路の確保					●				
代替交通手段の確保						●			
貸出用自転車の提供							●		
水防活動					●				
滞留者の対応の協力						●			
土砂災害危険箇所等の警戒の協力							●		
倒壊建物生理め等被災者の救出の協力					●				
重症被災者等の搬送の協力					●				
市街地復興に係る時限的市街地の建設、運営									●
所管事項に係る災害復興対策									●
復興都市計画等の策定の協力									●

② 優先的通常業務

道路交通部路政課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
道路整備計画に係る施策の総合的な企画、調整	道路整備に係る調整					●
道路等の移管に伴う関係機関との連絡調整、協議	開発事業者等との協議				●	
市道路線の認定、廃止等						
補助事業の事務						
交通安全対策特別交付金						
部の庶務						
部内他の課に属しない事項						

道路交通部計画課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
道路、橋りょう等の工事の測量、計画						
都市計画道路の事業認可						
道路の新設、改良に伴う用地の取得、登記、補償						
道路建設用地の管理						

道路交通部管理課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
道路、道路に付設した設備の管理	道路・エレベーター・エスカレーター巡視警戒				●	
道路の占用等	申請受付開始					●
道路の工事等に伴う関係機関との調整	関係機関との調整再開					●
道路、橋りょう台帳の管理	管理業務再開					●
道路証明（部内他の課に属するものを除く。）	証明書の交付					●
道路等公共用地の境界確定	申請受付開始					●
道路等公共用地の境界の証明	証明書の交付					●
道路等公共用地の管理に係る財産の譲渡、払下げ、交換						

道路交通部建設課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
道路、橋りょう等の工事の設計、施行監督	道路・橋りょう等工事の設計再開 道路・橋りょう等の工事再開・監督業務					●
市有建物の建設用地の造成（他の部課に属するものを除く。）、これに附帯する構造物等の築造に係る工事の設計、施行監督	市有建物の附帯する構造物等の築造に係る工事の設計・施行再開、監督業務					●
私道整備等の助成						

道路交通部交通事業課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
交通対策の企画、調整						
交通安全思想の普及、交通安全教育						
はちバス	はちバスコースの安全確認、運行事業者との調整				●	
放置自転車対策	巡回、指導、撤去、駐車スペースの確保			●		
市営駐車場の管理、運営	施設内の安全確認、運営事業者との調整				●	

道路交通部補修センター		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		道路、橋りょう、水路等の維持、補修等				
道路付帯施設の台帳の管理						
私道整備助成に係る砂利支給						
所属自動車の管理、整備						
所属自動車の事故の防止、処理						

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		164人	164人	164人	164人

【災対会計部】 会計部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
現金の出納、保管							●		
指定金融機関等との連絡調整						●			
災害対策に係る決算									●

② 優先的通常業務

会計部会計管理課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		収入通知又は支出命令の執行	優先伝票の支出、収入データ整理			●
現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属するものを含む。）の出納及び保管（他の課に属するものを除く。）	指定金融機関に現金払い用現金の準備依頼、現金保管場所の確保			●		
小切手の振出し	優先伝票の小切手払い			●		
有価証券（公有財産及び基金に属するものを含む。）の出納及び保管	有価証券保管場所確保				●	
現金及び財産の記録管理	災害時の現金出納簿作成			●		
出納員との連絡調整	優先伝票の有無の把握			●		
例月出納検査その他金銭会計資料の収集、調製等	例月出納検査用資料作成					●
決算						
指定金融機関等	指定金融機関等の状況把握			●		
財産に関する調書その他資料の収集及び調製						
返納された物品の出納及び保管						●
部の庶務					●	
部内の他の課に属しない事項					●	

会計部会計審査課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		支出命令の審査	優先伝票の選別・審査・確認			●
支出負担行為の確認	優先伝票の選別・審査・確認			●		
地方公会計の会計基準	災害発生前後の仕訳データ確認					●

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
			3人	7人	9人

【災对学校教育部】 学校教育部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
避難所の開設、運営					●				
避難所の開設、運営に係る総合調整						●			
避難指示等発令時の避難誘導					●				
避難所における被災者相談の受付、対応							●		
仮設住宅の入居希望者の受付									●
児童、生徒の安否確認等					●				
被災児童、生徒の救護					●				
炊き出しの実施と食支援に関すること						●			
被災児童、生徒の学用品の供給									●
応急教育								●	
滞留者の対応の協力						●			
災害派遣職員の受入れの協力							●		
避難所における医療救護所、応急給水所設置等、被災者救護、支援の協力						●			
臨時ヘリポートの開設の協力							●		
所管事項に係る災害復興対策								●	

② 優先的通常業務

学校教育部教育総務課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
学校教育施策の総合的な政策立案及び調整	災害復興に向けた政策立案等					●
教育委員会の権限に属する事務事業の総合的な企画・調整、調査・統計、広報、広聴	災害関連の調査・広報・広聴等業務					●
教育委員会の予算、決算の総合調整	災害関連予算事務（補正予算等）					●
教育委員会の会議、規則、公印、秘書	教育委員への災害状況の報告 教育定例会の開催				●	
訴訟、和解、審査請求、請願、陳情の調整						
儀式、表彰（他の部課に属するものを除く。）						
教育長の権限に属する物品の購入・修繕等の契約、検査	災害復旧に必要な契約業務を優先					●
学校の防災、災害対策業務その他危機管理（他の部課に属するものを除く。）	学校教育部関連業務	●				
総合教育会議の調整						
教育委員会の庶務、部の庶務	学校教育部部庶務	●				
部内他の課に属しない事項	各種					●

学校教育部地域教育推進課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
学校の設置、廃止その他学校再編						
地域運営学校	学校再開に係る協議会開催				●	
PTA活動	PTA連合会との連絡・調整					●
学校防犯、通学の安全	登下校時の見守り				●	
地域人材による学校教育支援	ボランティアによる各種支援等					●

学校教育部学校施設課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
校舎その他学校施設の建設・営繕、管理（部内他の課に属するものを除く。）	学校施設の点検及び修繕計画		●			
学校用地の管理						
学校施設の保全計画						
学校施設の複合化						

学校教育部学校給食課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
学校給食	給食提供再開へ向けた準備		●			
学校給食センターの管理、運営	給食提供再開へ向けた準備		●			
学校給食センターの整備						

学校教育部学務課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
学級編制	児童生徒数、学級数の把握				●	
学齢児童、学齢生徒の就学、入学、転学、退学	入学、就学事務等の再開				●	
奨学金、育英基金	認定、支給事務の再開				●	
連合行事	連合行事開催準備の再開					●
校外活動、部活動の指導（他の部課に属するものを除く。）	社会科見学、宿泊行事及び、部活動の再開準備					●
学校運営支援	学校事務支援					●
学校財産（動産）、教材その他管理用物品の取得、管理	管理用物品の購入・修繕等					●

学校教育部教育指導課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
学習指導、生活指導	学校生活の再開				●	
教育課程、教科書採択、教材の取扱	学校生活の再開				●	
教職員の研修（部内他の課に属するものを除く。）	緊急性を要する教員研修の実施					●
八王子市教育センターの管理、運営	緊急性を要する研修室・会議室の貸出業務					●
いじめ対策	学校生活の再開					●
児童生徒の学力、体力向上	学校生活の再開					●
部活動の指導	学校生活の再開					●
学校図書館サポート	学校生活の再開					●
学校保健						
特別支援教育	児童・生徒の心のケアに関する教員対象の説明会の開催				●	
登校支援	児童・生徒の心のケアに関する教員対象の説明会の開催				●	
児童生徒、青少年等の総合的な教育相談	児童・生徒の心のケアに関する教員対象の説明会の開催				●	
学校の情報化、情報セキュリティ	教育ネットワークシステムの復旧			●		

学校教育部教職員課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
事務局職員、教職員の定数配置						
事務局職員、教職員の人事、服務						
事務局職員、教職員の給与、公務災害補償	給与支払い事務					●
事務局職員、教職員の健康管理、労働環境衛生	環境変化に伴う教職員の健康管理					●

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		240人	240人	290人	270人

【災対生涯学習スポーツ部】生涯学習スポーツ部

① 応急業務

分掌事務	主な活動時期（地域防災計画）				業務開始時期				
	初動	応急	復旧	復興	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
避難所の開設、運営					●				
避難指示等発令時の避難誘導					●				
避難所における被災者相談の受付、対応								●	
仮設住宅の入居希望者の受付									●
文化財等の被害状況把握、保全					●				
滞留者の対応						●			
災害ボランティアセンターの開設、運営の協力								●	
地域内輸送拠点の設置、運営の協力								●	
災害派遣受け入れ用地の確保の協力								●	
遺体収容所の設置の協力								●	
応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力								●	
避難所における医療救護所、応急給水所設置等、被災者救護、支援の協力								●	
臨時ヘリポートの開設の協力								●	
学童保育所入所児童の救助救護、保護、安否確認等					●				
所管事項に係る災害復興対策							●		

② 優先的通常業務

生涯学習スポーツ部生涯学習政策課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
生涯学習、社会教育の振興に係る総合的な政策立案・施策の推進、調査研究、連絡調整						
生涯学習審議会						
生涯学習関連事業の地域との連携に係る施策の推進						
部内他の所管に属さない事項			●			

生涯学習スポーツ部放課後児童支援課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	業務開始・再開時期				
		～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
学童保育所の運営、施設の維持管理	学童保育所の運営等	●				
放課後子ども教室	運営等					●

生涯学習スポーツ部スポーツ振興課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		スポーツ、レクリエーションに係る企画、調整、施策の推進（スポーツ施設管理課に属するものを除く。）	スポーツ、レクリエーションに係る企画、調整、施策の推進			
スポーツ推進審議会	スポーツ推進審議会の開催					
スポーツ推進委員	スポーツ推進委員活動再開					●
スポーツ、レクリエーション団体の活動支援	スポーツ・レクリエーション団体の活動支援再開					●
国際的なスポーツ大会	国際スポーツ大会の支援再開					

生涯学習スポーツ部スポーツ施設管理課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		運動施設の整備、管理、運営				
公園内運動施設、陵南プールの管理、運営						
体育館の管理、運営						
公共用地、事業所体育施設の開放						

生涯学習スポーツ部学習支援課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		生涯学習活動の支援	学習室等の貸出			
生涯学習情報の収集、提供	情報プラザ・情報広場					
生涯学習相談	窓口での学習相談					
生涯学習センターの管理、運営	生涯学習センターの管理運営	●				
社会教育関係団体の育成	コーディネーター養成講座					
社会教育の広報活動、調整	はちりカ					
社会教育施設（他課に属するものを除く。）の管理、運営	旧稲荷山小の管理運営					●
青少年教育の推進	青少年海外派遣					

生涯学習スポーツ部文化財課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		文化財の保護	緊急対応が必要な文化財の把握、文化財レスキュー派遣調整等			
文化財の調査						
文化財の保存整備	八王子城跡等の被害把握と緊急的な復旧整備等				●	
文化財保護審議会						
博物館協議会						
文化財の許認可	遺跡・史跡指定地内のインフラ等の復旧作業に伴う現状変更許可事務等				●	
郷土資料館、文化財施設の管理、運営	郷土資料館保管資料の緊急的な保存措置				●	

生涯学習スポーツ部こども科学館		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		こども科学館の管理、運営	建物等被災状況確認、ボランティアセンター開設協力、休館準備			

生涯学習スポーツ部図書館課		業務開始・再開時期				
分掌事務	業務開始レベル	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		図書館事業の総合的な企画、調整				
中央図書館の管理、運営						
生涯学習センター図書館の管理、運営						
南大沢図書館の管理、運営						
川口図書館の管理、運営						

非常時優先業務を実施するために必要な人員	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月
		170人	170人	170人	170人

【集 計】

業務開始・再開時期						計
フェイズ	フェイズ1	フェイズ2	フェイズ3	フェイズ4	フェイズ5	
発災からの時間経過	～3時間	～24時間	～72時間	～1週間	～1カ月	
応急業務の数	67	41	38	27	26	199
優先的通常業務の数	35	14	57	126	219	451
計	102	55	95	153	245	650
必要人員	1,569人	1,544人	1,691人	2,046人	2,231人	

第5章 業務継続マネジメント(BCM)体制

5-1 訓練・研修による実効性の確保

大規模災害発生時に適切な業務継続を図るためには、職員が本計画の内容を理解し、非常時優先業務が確実に実施できるよう当事者意識の喚起と対応力の向上を図っていく必要がある。

本計画の実効性を確保するため、計画的に訓練・研修を実施する。特に訓練の際には、大規模災害発生時に起こりうる人・物・情報等の資源に制約がある最悪の事態を想定しながら実施する。(表-23)

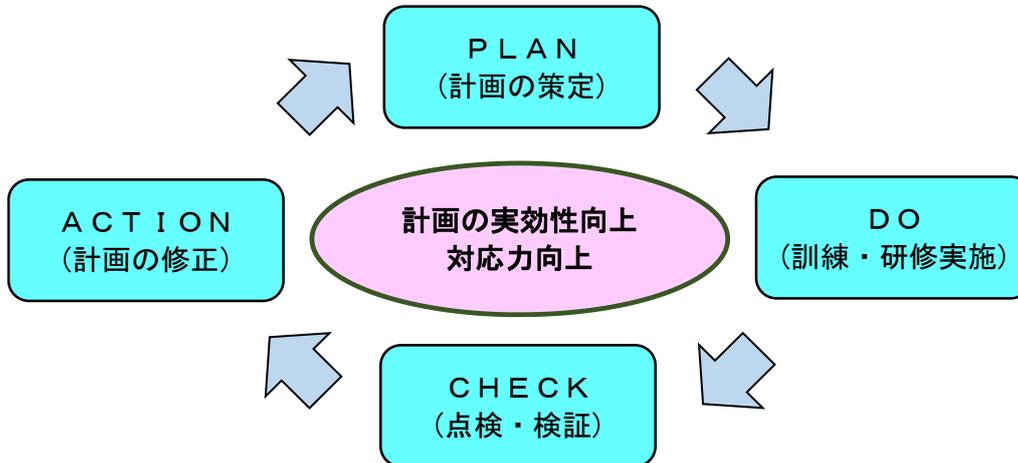
表-23 【業務継続に関する訓練例】

訓練・研修名	実施方法		訓練・研修内容
	実動	図上	
職員安否確認、参集訓練	●		・安否確認システム運用訓練 ・参集時間、人員確認 等
避難訓練	●		・庁舎外への避難誘導 ・救助救出活動 ・初期消火活動 等
庁舎内設備稼働訓練	●		・自家発電設備作動確認 ・無線設備動作確認 ・情報システムバックアップ 等
災害対策本部運営訓練		●	・情報集約、共有、分析 ・BCP発動判断 ・指揮命令系統確認 ・関係機関との連絡調整 等
非常時優先業務実施訓練		●	・各所管事務の継続検証 ・限られた要員での対応訓練 ・複数所管連携訓練 等
震災・風水害対応訓練	●	●	・水防訓練、防災訓練 ・マニュアル確認、見直し 等
避難所開設・運営訓練	●	●	・避難者受入れ ・地域連携 ・避難所の環境衛生 ・被災者ニーズ把握 等

5-2 計画の継続的な見直し

本計画は、訓練や研修から生じた課題、災害対応から得た教訓等を計画に反映させるための見直しを継続的に行っていく。(図-9)

図-9 【八王子市業務継続マネジメント(BCM)図】



5-3 災害対応マニュアルへの反映

災対各部は、大規模災害が発生した際の行動手順を示した「災害対応マニュアル」を策定している。今後は、地域防災計画に加え、業務継続計画や地域防災計画に付随する各種計画等との整合性も視野に入れながら、マニュアルの更新を行い、迅速かつ適切に非常時優先業務が実施できるよう努める。

八王子市業務継続計画【自然災害編】

令和4年(2022年)9月改定



発行：八王子市

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

編集：総合経営部経営計画課

生活安全部防災課

電話：(042)620-7200(直通)

(042)620-7208(直通)

FAX：(042)627-5939

(042)626-1271

E-Mail：b411100@city.hachioji.tokyo.jp

b210300@city.hachioji.tokyo.jp